

第3章

循環型社会の形成

第1節 廃棄物等の発生、循環的な利用及び処分の現状

1 我が国における循環型社会

我が国における循環型社会とは、「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される」社会です。ここでは、廃棄物・リサイクル対策を中心として循環型社会の形成に向けた、廃棄物等の発生とその量、循環的な利用・処分の状況、国の取組、各主体の取組、国際的な循環型社会の構築について説明します。

(1) 我が国の物質フロー

私たちがどれだけの資源を採取、消費、廃棄しているかを知ることが、循環型社会を構築するための第一歩です。

「第五次循環型社会形成推進基本計画」(2024年8月閣議決定。以下「第五次循環基本計画」という。)では、どの資源を採取、消費、廃棄しているのかその全体像を的確に把握し、その向上を図るために、物質フロー(物の流れ)の異なる断面である「入口」、「循環」、「出口」に関する指標にそれぞれ目標を設定しています。

以下では、物質フロー会計(MFA)を基に、我が国の経済社会における物質フローの全体像とそこから浮き彫りにされる問題点、「第五次循環基本計画」で設定した物質フロー指標に関する目標の状況について概観します。

ア 我が国の物質フローの概観

我が国の物質フロー(2023年度)は、図3-1-1のとおりです。

イ 我が国の物質フロー指標に関する目標の設定

「第五次循環基本計画」では、物質フローの「入口」、「循環」、「出口」に関する指標について目標を設定しています。

それぞれの指標についての目標年次は、2030年度としています。各指標について、最新の達成状況を見ると、以下のとおりです。

[1] 資源生産性(=GDP/天然資源等投入量)

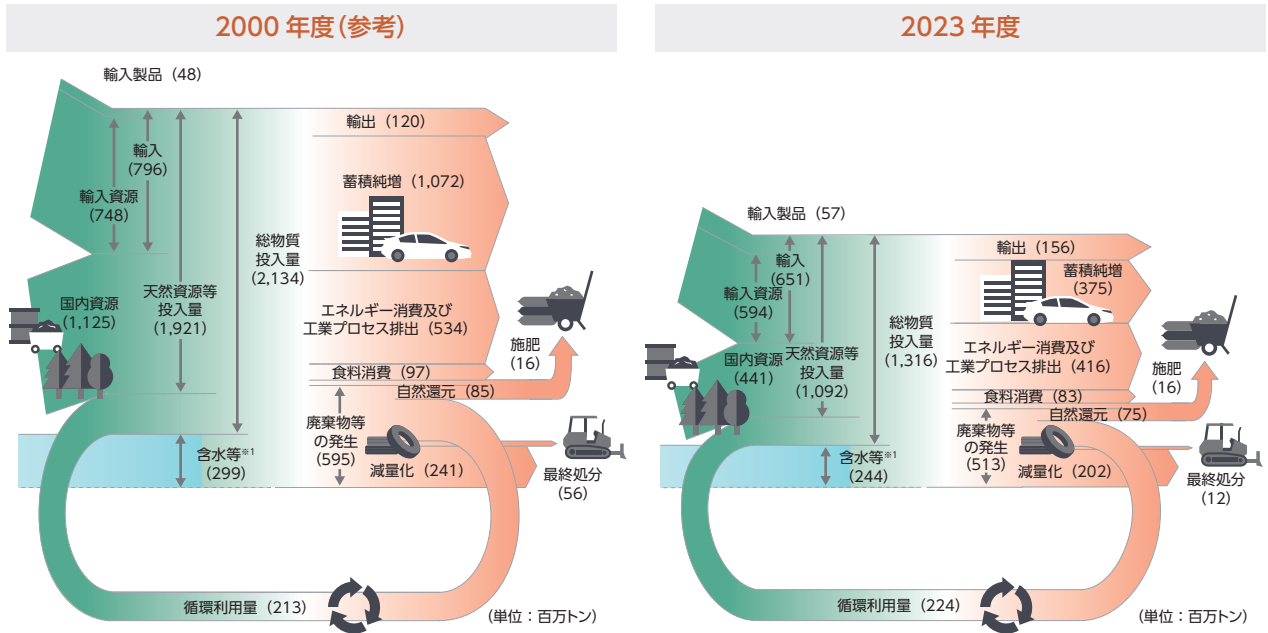
2030年度において、資源生産性を約60万円/トンとすることを目標としています。2023年度の資源生産性は約50.9万円/トンであり、2000年度と比べ約101%上昇しました。

[2] 一人当たり天然資源消費量(=一人当たりマテリアルフットプリント=(一次資源等価換算した天然資源等投入量-一次資源等価換算した輸出量)/人口)

2030年度において、一人当たり天然資源消費量を約11トン/人・年とすることを目標としています(2000年度の約17.8トン/人・年からおおむね4割減)。2000年度と比べ、2021年度の一人当たり天然資源消費量は約5.7トン/人・年減少し、約12.1トン/人・年でした。

[3] 再生可能資源及び循環資源の投入割合(=(バイオマス系天然資源等投入量+循環利用量)/(天然

図3-1-1 我が国における物質フロー（2023年度）



注：含水等：廃棄物等の含水等（汚泥、家畜ふん尿、し尿、廃酸、廃アルカリ）及び経済活動に伴う土砂等の随伴投入（鉱業、建設業、上水道業の汚泥及び鉱業の鉱さい）。
資料：環境省

資源等投入量＋循環利用量))

2030年度において、再生可能資源及び循環資源の投入割合を約34%とすることを目標としています（2000年度の約19.7%からおおむね7割向上）。2000年度と比べ、2023年度の再生可能資源及び循環資源の投入割合は約10.4ポイント増加し、約30.1%でした。

[4] 入口側の循環利用率（＝循環利用量／（循環利用量＋天然資源等投入量））

2030年度において、入口側の循環利用率を約19%とすることを目標としています（2000年度の約10.0%からおおむね9割向上）。2000年度と比べ、2023年度の入口側の循環利用率は約7.0ポイント上昇し、約17.0%でした。

[5] 出口側の循環利用率（＝循環利用量／廃棄物等発生量）

2030年度において、出口側の循環利用率を約44%とすることを目標としています（2000年度の約35.8%からおおむね2割向上）。2000年度と比べ、2023年度の出口側の循環利用率は約7.8ポイント上昇し、約43.6%でした。

[6] 最終処分量（＝廃棄物の埋立量）

2030年度において、最終処分量を約1,100万トンとすることを目標としています（2000年度の約5,600万トンからおおむね8割減）。2000年度と比べ、2023年度最終処分量は約79%減少し、約1,200万トンでした。

(2) 廃棄物の排出量

ア 廃棄物の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）では、廃棄物とは自ら利用したり他人に有償で譲り渡したりすることができないために不要になったものであって、例えば、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿等の汚物又は不要物で、固形状又は液状のものを指します。

廃棄物は、大きく産業廃棄物と一般廃棄物の二つに区分されています。産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）等で定められた20種類のもので、廃棄物処理法に規定する「輸入

された廃棄物」を指します。一方で、一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物を指し、し尿のほか主に家庭から発生する家庭系ごみのほか、オフィスや飲食店から発生する事業系ごみも含んでいます。

イ 一般廃棄物（ごみ）の処理の状況

2024年度におけるごみの総排出量は3,811万トン（東京ドーム約102杯分、一人一日当たりのごみ排出量は839グラム）です。このうち、焼却、破碎・選別等による中間処理や直接の資源化等を経て、最終的に資源化された量（総資源化量）は738万トン、最終処分量は306万トンです。

ウ 一般廃棄物（し尿）の処理の状況

2024年度の水洗化人口は1億2,020万人で、そのうち下水道処理人口が9,768万人、浄化槽人口が2,251万人（うち合併処理人口は1,526万人）です。また非水洗化人口は431万人で、そのうち計画収集人口が428万人、自家処理人口が3万人です。

総人口の約2割（非水洗化人口及び浄化槽人口）から排出された、し尿及び浄化槽汚泥の量（計画処理量）は1,906万kℓで、年々減少しています。そのほとんどは水分ですが、1kℓを1トンに換算して単純にごみの総排出量（3,811万トン）と比較すると、その数値が大きいことが分かります。それらのし尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設で1,712万kℓ、ごみ堆肥化施設及びメタン化施設で13万kℓ、下水道投入で171万kℓ、農地還元で2万kℓ、その他で7万kℓが処理されています。なお、下水道終末処理場から下水処理の過程で排出される下水汚泥は産業廃棄物として計上されます。

エ 産業廃棄物の処理の状況

近年、産業廃棄物の排出量は約4億トン前後で推移しており、大きな増減は見られません。2023年度の排出量は3億6,725万トンであり、前年度に比べて約680万トン減少しています。

(3) 循環的な利用の現状

ア プラスチック類

プラスチックは加工のしやすさ、用途の多様さから非常に多くの製品に利用されています。一般社団法人プラスチック循環利用協会によると、2024年におけるプラスチックの生産量は853万トン、国内消費量は867万トン、廃プラスチックの総排出量は911万トンと推定され、排出量に対する有効利用率は、約89%と推計されています。一方で、有効利用されていないものの処理・処分方法については、単純焼却が約8%、埋立処理が約4%と推計されています。

イ 容器包装（ガラス瓶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装等）

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）（平成7年法律第112号）に基づく、2024年度の分別収集及び再商品化の実績について、全市町村に対する分別収集実施市町村の割合は、ガラス製容器、ペットボトル、スチール製容器（飲料又は酒類用）、アルミ製容器（飲料又は酒類用）、段ボール製容器が前年度に引き続き9割を超えました。紙製容器包装については約3割、プラスチック製容器包装については7割を超えています。

ウ 特定家庭用機器4品目

特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）に基づき、2024年度に製造業者等により引き取られた特定家庭用機器廃棄物は1,458万台でした。なお、2024年度の不法投棄回収台数は、28,500台でした。

製造業者等は、一定の基準以上での再商品化を行うことが求められています。2024年度の再商品化実績（再商品化率）は、エアコンが93%、ブラウン管式テレビが72%、液晶・有機EL・プラズマ式テレビが85%、冷蔵庫・冷凍庫が80%、洗濯機・衣類乾燥機が93%となっています。

2024年度の回収率は66.9%でした。

エ 建設廃棄物等

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）では、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリートの4品目）を用いた建築物の床面積の合計が80m²以上の解体工事等を対象工事とし、そこから発生する特定建設資材の再資源化等を義務付けています。また、解体工事業を営もうとする者の登録制度により、適正な分別解体等を推進しています。建設リサイクル法の施行によって、特定建設資材廃棄物のリサイクルが促進され、建設廃棄物全体の再資源化・縮減率は2000年度の85%から2018年度には97.2%と着実に向上しています。また、2024年度の対象建設工事における届出件数は27万2,401件、2025年3月末時点で解体工事業者登録件数は2万685件となっています。また、毎年上半期と下半期に実施している「建設リサイクル法に関する全国一斉パトロール」を含めた2024年度の工事現場に対するパトロール時間数は延べ3万5,950時間となっています。現在は、循環経済への移行の推進に向けて、建設リサイクル分野においては、建設廃棄物由来の再生資材の需給等の実態調査を踏まえ、水平リサイクルの推進やCO₂排出抑制等のリサイクルの質の向上や需要拡大のための取組を推進しています。また、建設発生土の現場内・工事間利用等の有効利用や適正処理を推進しています。

オ 食品廃棄物等・食品ロス

食品廃棄物等とは、食品の製造、流通、消費の各段階で生ずる動植物性残さ等であり、具体的には加工食品の製造過程や流通過程で生ずる売れ残り食品、消費段階での食べ残し・調理くず等を指します。

この食品廃棄物等は、飼料・肥料等への再生利用や熱・電気に転換するためのエネルギーとして利用できる可能性があり、循環型社会及び脱炭素社会の実現を目指すため、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）等により、その利活用を推進しています。また、2023年度の再生利用等実施率は食品産業全体で90%となっており、業態別では、食品製造業が97%、食品卸売業が61%、食品小売業が63%、外食産業が34%と業態によって差が見られます。我が国では、食品廃棄物等の再生利用等の促進のため、食品リサイクル法に基づき、再生利用事業者の登録制度及び再生利用事業計画の認定制度を運用しており、2026年3月末時点での再生利用事業者の登録数は141、再生利用事業計画の認定数は60でした。

本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品、いわゆる「食品ロス」の量は2023年度で約464万トンでした。更なる食品ロス削減に向けて、2025年10月には、千代田区及び全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会の主催、環境省を始めとした関係省庁の共催により「第9回食品ロス削減全国大会」を東京都千代田区で開催し、関係者間の連携を図りました。

また、食品ロス削減と食品循環資源のリサイクルにより食品廃棄ゼロを目指すエリアの創出のための先進的事例を支援し、広く情報発信・横展開を図ることを目的に、食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業等を実施する地方公共団体や事業者等に対し、技術的・財政的な支援を行うとともに、2026年4月には「食品廃棄ゼロエリア創出の手引き」を策定・公表し、他の地域への普及展開を図りました。

2025年3月に見直された食品リサイクル法に基づく基本方針において食品関連事業者から発生する食品ロス量について、2030年度までに2000年度比で60%削減させるという新たな目標を設定しました。また、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）に基づく基本的な方針も2025年3月に見直され、家庭から発生する食品ロス量を2030年度までに2000年度比で半減させるという目標について、2030年度を待たずに早期に達成することとされました。

カ 自動車

(ア) 自動車

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。）に基づき、使用済みとなる自動車は、まず自動車販売業者等の引取業者からフロン類回収業者に渡り、カーエアコンで使用されているフロン類が回収されます。その後、自動車解体業者に渡り、そこでエンジン、ドア等の有用な部品、部材が回収されます。さらに、残った廃車スクラップは、破碎業者に渡り、そこで鉄等の有用な金属が回収され、その際に発生する自動車破碎残さ（ASR：Automobile Shredder Residue）が、自動車製造業者等によってリサイクルされています。

一部の品目には再資源化目標値が定められており、自動車破碎残さについては70%、エアバッグ類については85%と定められていますが、2024年度の自動車破碎残さ及びエアバッグ類の再資源化率は、それぞれ96.4~97.8%及び96~97%と、目標を大幅に超過して達成しています。また、2024年度の使用済自動車の不法投棄・不適正保管の件数は4,666台（不法投棄752台、不適正保管3,914台）で、法施行時と比較すると97.9%減少しています。そのほか、2024年度末におけるリサイクル料金預託状況及び使用済自動車の引取りについては、預託台数が8,153万478台、預託金残高が8,630億951万円、また使用済自動車の引取台数は256万台となっています。さらに、2024年度における離島対策支援事業の支援市町村数は77、支援金額は1億950万円となっています。

(イ) タイヤ

一般社団法人日本自動車タイヤ協会によれば、2024年における廃タイヤの発生量は8,900万本（2023年9,000万本）、廃タイヤ有効利用量は69万2,000トン（2023年77万6,000トン）、有効利用率は99.6%（2023年99.2%）とされています。

キ パーソナルコンピュータ及びその周辺機器

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）では、2001年4月から事業系パソコン、2003年10月から家庭系パソコンの回収及び再資源化を製造等事業者に対して義務付け、再資源化率をデスクトップパソコン（本体）が50%以上、ノートブックパソコンが20%以上、ブラウン管式表示装置が55%以上、液晶式表示装置が55%以上と定めてリサイクルを推進しています。

2024年度における回収実績は、デスクトップパソコン（本体）が約4万2,000台、ノートブックパソコンが約13万台、ブラウン管式表示装置が約4,000台、液晶式表示装置が約10万4,000台となっています。また、製造等事業者の再資源化率は、デスクトップパソコン（本体）が81.4%、ノートブックパソコンが74.2%、ブラウン管式表示装置が75.5%、液晶式表示装置が77.7%であり、いずれも法定の基準を上回っています。なお、パソコンは、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）（第3章第1節1（3）ケを参照）に基づく回収も行われています。

ク 小形二次電池（ニカド蓄電池、ニッケル水素蓄電池、リチウム蓄電池、密閉形鉛蓄電池）

資源有効利用促進法では、2001年4月から小形二次電池（ニカド蓄電池、ニッケル水素蓄電池、リチウム蓄電池及び密閉形鉛蓄電池）の回収及び再資源化を製造等事業者に対して義務付け、再資源化率をニカド蓄電池60%以上、ニッケル水素蓄電池55%以上、リチウム蓄電池30%以上、密閉形鉛蓄電池50%以上とそれぞれ定めて、リサイクルを推進しています。

2024年度における小形二次電池（携帯電話・PHS用のものを含む。）の再資源化の状況は、ニカド蓄電池の処理量が611トン（再資源化率76.3%）、ニッケル水素蓄電池の処理量が270トン（同76.5%）、リチウム蓄電池の処理量が510トン（同52.8%）、密閉形鉛蓄電池の処理量が607トン（同50.0%）となりました。また、再資源化率の実績はいずれも法令上の目標を達成しています。

ケ 小型電子機器等

小型家電リサイクル法に基づき、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置が講じられており、同法の基本方針では、年間回収量の目標を、2023年度までに一年当たり14万トンとしています。年間回収量の実績は2020年度に約10万トンまで増加しましたが、直近では横ばい傾向にあります。2024年度は目標の14万トンには達しませんでした。約9万トンを回収しました。市町村の取組状況については、1,502市町村（全市町村の約86%）が参加又は参加の意向を示しており、人口ベースでは約95%となっています（2025年6月時点）。また、2026年3月末時点で、61件の再資源化事業計画が認定されています。

コ 下水汚泥

下水道事業において発生する汚泥（下水汚泥）の量は、近年は横ばいです。2024年度時点で、全産業廃棄物の発生量の約2割を占める約7,682万トン（対前年度約61万トン減、濃縮汚泥量として算出）が発生していますが、最終処分場に搬入される量は約31万トンであり、肥料・エネルギーとしての再生利用や脱水、焼却等の中間処理による減量化により、最終処分量の低減を推進しています。なお、下水汚泥の有効利用率は、乾燥重量ベースで76%となっています。

下水汚泥の再生利用は、バイオマスとしての下水汚泥の性質に着目した肥料利用やエネルギー利用、セメント原料等の建設資材利用など、その利用形態は多岐にわたっています。

2024年度には、乾燥重量ベースで179万トンが再生利用され、セメント原料（70万トン）、建設資材（48万トン）、肥料利用（土壌改良材、人工土壌としての利用を含む。）（34万トン）、固形燃料（25万トン）等の用途にされています。

サ 廃棄物の再生利用及び広域的処理

廃棄物処理法の特例措置として、廃棄物の減量化を推進するため、生活環境の保全上支障がないなどの一定の要件に該当する再生利用に限って環境大臣が認定する制度を設け、認定を受けた者については処理業及び施設設置の許可を不要としています。2026年3月末時点までの累計で、一般廃棄物については69件、産業廃棄物については77件の者が認定を受けています。

また、廃棄物処理法の特例措置として、製造事業者等による自主回収及び再生利用を推進するため、廃棄物の広域的処理によって廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資すると認められる製品廃棄物の処理を認定（以下「広域認定」という。）する制度を設け、認定を受けた者（その委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。）については処理業の許可を不要としています。2026年3月末時点までの累計で、一般廃棄物については124件、産業廃棄物については368件の者が認定を受けています。

(4) 成長志向型の資源自律経済戦略の具体化

「成長志向型の資源自律経済戦略」（2023年3月経済産業省策定）に基づき、[1] 動静脈連携の加速に向けた規制・ルールの整備、[2] 資源循環に係る研究開発から実証・実装までの政策支援の拡充、[3] 産官学連携の取組の強化を進めています。

規制・ルールの整備については、再生材の利用拡大や環境配慮設計の可視化・価値化等を促進し、経済合理性のある資源循環を達成するため、2025年5月に資源有効利用促進法を改正する法案が成立しました。主な改正事項は、[1] 再生資源の利用計画策定・定期報告、[2] 環境配慮設計の促進、[3] GXに必要な原材料等の再資源化の促進、[4] CE（サーキュラーエコノミー）コマースの推進です。

また、政策支援の拡充については、GX経済移行債を活用し、2023年度以降10年間で官民合わせて2兆円超の投資実現を目指しています。具体的には、2025年度より3年間で400億円の支援を実施し、長寿命化や再資源化の容易性の確保や先進的な資源循環に資する技術開発及び設備投資の支援を実施しています。

さらに、産官学連携の取組の強化については、2023年9月に経済産業省と環境省が連携して、産官学のパートナーシップ「サーキュラーパートナーズ」(以下「CPs」という。)を立ち上げ、これまでの会員数は850者以上となっております。CPsでは参画者が情報共有を行うだけでなく、製品や素材ごとの課題の抽出、資源循環のロードマップの策定、国際連携・標準化などに向けて議論を深めています。

2 一般廃棄物

(1) 一般廃棄物(ごみ)

ア ごみの排出量の推移

第1節1(2)イを参照。

イ ごみ処理方法

ごみ処理方法を見ると、直接資源化及び資源化等の中間処理の割合は、2024年度は18.4%となっております。また、直接最終処分されるごみの割合は減少傾向であり、2024年度は0.8%となっております。

ウ ごみ処理事業経費

2024年度におけるごみ処理事業に係る経費の総額は、約2兆4,489億円であり、国民一人当たり換算すると約1万9,700円となり、前年度から増加しました。

(2) 一般廃棄物(し尿)

2024年度の実績では、し尿及び浄化槽汚泥1,906万klは、し尿処理施設又は下水道投入によって、その98.8%が処理されています。また、し尿等の海洋投入処分については、廃棄物処理法施行令の改正により、2007年2月から禁止されています。

3 産業廃棄物

(1) 産業廃棄物の発生及び処理の状況

2023年度における産業廃棄物の排出量は3億6,725万トン(第1節1(2)エ再掲)、再生利用量は2億79万トン、最終処分量は875万トンでした。再生利用量は、直接再生利用される量と、中間処理された後に発生する処理残さのうち再生利用される量を足し合わせた量を示しています。また、最終処分量は、直接最終処分される量と中間処理後の処理残さのうち処分される量を合わせた量を示しています。

産業廃棄物の排出量を業種別に見ると、排出量が多い3業種は、電気・ガス・熱供給・水道業、農業・林業、建設業(前年度と同じ)となっております。この上位3業種で総排出量の約7割を占めています。

ア 産業廃棄物の排出量の推移

第1節1(2)エを参照。

イ 産業廃棄物の中間処理施設数の推移

産業廃棄物の焼却、破碎、脱水等を行う中間処理施設の許可施設数は、2023年度末で19,565件となっており、前年度との比較ではほぼ横ばいとなっております。中間処理施設のうち、木くず又はがれき類の破碎施設は約56%、汚泥の脱水施設は約13%、廃プラスチック類の破碎施設は約12%を占めています。

ウ 産業廃棄物処理施設の新規許可件数の推移（焼却施設、最終処分場）

産業廃棄物処理施設に係る新規の許可件数（焼却施設、最終処分場）は2023年度末で39件となっており、前年度より件数が増加しています。

(2) 大都市圏における廃棄物の広域移動

首都圏等の大都市圏では、土地利用の高度化や環境問題等に起因して、焼却炉等の中間処理施設や最終処分場を確保することが難しい状況です。そのため、廃棄物をその地域の中で処理することが難しく、広域的に処理施設を整備し、市町村域、都府県域を越えて運搬・処分する場合があります。そのような場合であっても、確実かつ高度な環境保全対策を実施した上で、廃棄物の適正処理やリデュース、適正な循環の利用の徹底を図っていく必要があります。

4 廃棄物関連情報

(1) 最終処分場の状況

ア 一般廃棄物

(ア) 最終処分の状況

直接最終処分量と中間処理後に最終処分された量を合計した最終処分量は306万トン、一人一日当たりの最終処分量は67gです。

(イ) 最終処分場の残余容量と残余年数

2024年度末時点で、一般廃棄物最終処分場は1,550施設（うち2024年度中の新設は9施設（建設中含む。））であり、2023年度から減少し、残余容量は93,287千 m^3 であり、2023年度から減少しました。また、残余年数は全国平均で24.9年です。

(ウ) 最終処分場のない市町村

2024年度末時点で、当該市区町村として最終処分場を有しておらず、民間の最終処分場に埋立てを委託している市区町村数（ただし、最終処分場を有していない場合であっても大阪湾フェニックス計画対象地域の市町村は最終処分場を有しているものとして計上）は、全国1,741市区町村のうち317市町村となっています。

イ 産業廃棄物

2023年度の産業廃棄物の最終処分場の残余容量は1.77億 m^3 、残余年数は20.3年となっており、前年度との比較では、残余容量はやや減少、残余年数はやや増加しています。

(2) 廃棄物焼却施設における熱回収の状況

ア 一般廃棄物

(ア) ごみの焼却余熱利用

ごみ焼却施設からの余熱を有効に利用する方法としては、後述するごみ発電を始め、施設内・外への温水、蒸気の熱供給が考えられます。余熱利用を行っている施設は710施設であり、割合は施設数ベースで71.6%となっています。

(イ) ごみ発電

ごみ発電とは、ごみを焼却するときに発生する高温の排出ガスが持つ熱エネルギーをボイラーで回収し、蒸気を発生させてタービンを回して発電を行うもので、ごみ焼却施設の余熱利用の有効な方法の一つです。

また、ごみ発電を行っている割合は施設数ベースでは41.9%となっています。また、その総発電量は約105億kWhであり、一世帯当たりの年間電力消費量を3,911kWhとして計算すると、この発電は約267万世帯分の消費電力に相当します。なお、ごみ発電を行った電力を場外でも利用している施設数は275施設となっています。

最近では、発電効率の高い発電施設の導入が進んできていますが、これに加えて、発電後の低温の温水を地域冷暖房システム、陸上養殖、農業施設等に有効利用するなど、余熱を合わせて利用する事例も見られ、こうした試みを更に拡大していくためには、熱利用側施設の確保・整備とそれに併せたごみ焼却施設の整備が重要です。

イ 産業廃棄物

脱炭素社会の取組への貢献を図る観点から、3Rの取組を進めてなお残る廃棄物等については、廃棄物発電の導入等による熱回収を徹底することが求められます。産業廃棄物の焼却による発電を行っている施設数は、2024年度には365炉となりました。このうち、廃棄物発電で作った電力を場外でも利用している施設数は、59炉となっています。また、施設数ベースでの割合は16%となりました。また、廃棄物由来のエネルギーを活用する取組として、廃棄物の原燃料への利用も進められています。廃棄物燃料を製造する技術としては、ガス化、油化、固形燃料化等があります。これらの取組を推進し、廃棄物由来の温室効果ガス排出量のより一層の削減とエネルギー供給の拡充を図る必要があります。

(3) 不法投棄等の現状

ア 2024年度に新たに判明した産業廃棄物の不法投棄等の事案

2024年度に新たに判明したと報告があった不法投棄事案の件数は106件です。

イ 2024年度末時点で残存している産業廃棄物の不法投棄等事案

都道府県及び廃棄物処理法上の政令市が把握している、2025年3月末時点における産業廃棄物の不法投棄等事案の残存件数は2,920件、残存量の合計は999.1万トンでした。

このうち、現に支障が生じていると報告されている事案7件については、支障除去措置に着手しています。現に支障のおそれがあると報告されている事案76件については、21件が支障のおそれの防止措置、7件が周辺環境モニタリング、48件が撤去指導、定期的な立入検査等を実施中又は実施予定としています。そのほか、現在支障等調査中と報告された事案37件については、17件が支障等の状況を明確にするための確認調査、20件が継続的な立入検査を実施中又は実施予定としています。また、現時点では支障等がないと報告された事案2,800件についても、改善指導、定期的な立入検査や監視等が必要に応じて実施されています。

(ア) 不法投棄等の件数及び量

新たに判明したと報告があった産業廃棄物の不法投棄事案の件数は106件、投棄量は1.4万トンです。また、不適正処理事案の件数は113件、不適正処理量は6.0万トンです。また、2024年度に報告があった5,000トン以上の大規模な不適正処理事案は1件でした。

(イ) 不法投棄等の実行者

2024年度に新たに判明したと報告があった不法投棄等事案の実行者の内訳は、不法投棄件数で見ると、実行者不明のものが34.9%（37件）、排出事業者によるものが全体の33%（35件）で、複数によるものが13.2%（14件）、無許可業者によるものが9.4%（10件）、許可業者によるものが3.8%（4件）となっています。これを不法投棄量で見ると、排出事業者によるものが61.4%（0.9万トン）、実行者不明のものが13.8%（0.2万トン）、複数によるものが7.7%（0.1万トン）、許可業者によるものが7.3%（0.1万トン）、無許可業者によるものが6.8%（0.1万トン）、でした。また、不適正処理件数で

見ると、排出事業者によるものが全体の47.8%（54件）で、複数によるものが18.6%（21件）、実行者不明のものが15.9%（18件）、許可業者によるものが7.1%（8件）無許可業者によるものが4.4%（5件）、となっています。これを不適正処理量で見ると、排出事業者によるものが39.2%（2万トン）、実行者不明のものが29.8%（1.8万トン）、複数によるものが18.3%（1.1万トン）、許可業者によるものが11.3%（0.7万トン）、無許可業者によるものが0.5%（0.03万トン）でした。

（ウ）支障除去等の状況

2024年度に新たに判明したと報告があった不法投棄事案（106件、1.4万トン）のうち、現に支障が生じていると報告された事案は1件あり、支障除去措置に着手している。現に支障のおそれがあると報告された事案9件については、1件が支障のおそれの防止措置に着手しており、8件が定期的な立入検査を実施しています。

2024年度に新たに判明したと報告があった不適正処理事案（113件、6.0万トン）のうち、現に支障が生じていると報告された事案は3件です。現に支障のおそれがあると報告された事案8件については、3件が支障のおそれの防止措置に着手しており、5件が定期的な立入検査を実施しています。

（4）有害廃棄物の越境移動

有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「バーゼル条約」という。締約国は2025年12月時点で189か国と1機関（EU）、1地域）及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号。以下「バーゼル法」という。）に基づき、有害廃棄物等の輸出入の厳正な管理を行っています。

第2節

循環型社会形成に向けた循環経済への移行による 持続可能な地域と社会づくり

循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくりは、循環型社会を形成し、持続可能な社会を実現するための全体的な方向性を示すものです。

地域における循環経済の移行を促し、地方創生を実現するための取組として、地域の資源循環や再生可能資源を活用することで新たな付加価値や雇用の創出及び地域の経済社会の活性化に資する取組を促進するため、「資源循環自治体フォーラム」を2025年9月に大阪で開催しました。市民、自治体、地域の製造業・小売業や廃棄物処理・リサイクル業といった企業等の各主体が連携し、各地域に特徴的な循環資源や再生可能資源を循環させる取組を創り出し、これが自立して拡大していくことで、雇用の創出や地場産業の振興等により地域経済が活性化し、魅力ある地域づくりや地方創生につながります。「循環経済への移行加速化パッケージ」に基づき、地域の特性を活かした循環資源や再生可能資源の徹底活用により、地域や社会に様々な付加価値を生み出すことにより、新たな成長につなげていきます。

これまで進んできたリサイクルの量に着目した取組に加えて、社会的費用を減少させつつ、高度で高付加価値なリサイクルを社会に定着させる必要があります。このため、まず循環資源を原材料として用いた製品の需要拡大を目指し、循環資源を供給する産業と循環資源を活用する産業との連携を促進しています。3R推進月間（毎年10月）においては、国民・事業者向けの普及啓発を行いました。3R普及啓発、3R推進月間の取組については、第3章第5節1（3）を参照。

無許可の廃棄物回収の違法性に関する普及啓発については、第3章第5節3（1）を参照。

ウェブサイト「Re-Style」については、第3章第5節1（2）を参照。

2024年5月に成立した資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年法律第41号。以下「再資源化事業等高度化法」という。）が2025年11月21日から全面施行されています。

す。この再資源化事業等高度化法では、脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するため、基本方針の策定、廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項の策定等の措置によって資源循環産業全体の底上げを図るとともに、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等の措置を講じることで高度な再資源化事業に取り組む事業者を後押しする法令となっています。多くの高度な再資源化事業を創出することで国内における資源の回収と再生材の安定供給を可能とする体制を構築し、循環経済への移行の加速化を図ります。

事例



資源循環自治体フォーラム

廃棄物等から付加価値を生み出す地域の資源循環基盤の強化に向けて、先進事例の共有、国・自治体・事業者による情報発信、官民連携を目指したマッチングを目的とした「資源循環自治体フォーラム」を全国7地域で開催しました。

全国版として大阪で開催したフォーラムでは、「循環経済に関する関係閣僚会議」を構成する府省庁が一堂に会し、最新の資源循環の施策・予算情報を発表しました。加えて、金融機関や経団連他からの基調講演を実施しました。さらに、全国版・地方版それぞれにおいて、先進事例紹介や個別テーマセッション、パネルディスカッション、意見交換会・マッチング会等、各地域特性に合わせた様々なプログラムを実施しました。これらを通じて関係主体の連携・交流を促進することにより、地域の資源循環の基盤強化と事業創出に向けた機運を醸成しました。

全国版では1,000名（Web含む）を超える自治体・民間企業等の方々の参加があり、地方版を含めると参加者総数2,000名（Web含む）を超える盛況なフォーラムとなりました。

全国版フォーラム第1部の様子



資料：環境省

全国版フォーラム第2部の様子



資料：環境省

第3節

資源循環のための事業者間連携による
ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

製造業・小売業等の動脈産業と廃棄物処理・リサイクル業等の静脈産業との連携を通じてこれまで培われてきた高い技術力を一層効果的に活用することで市場に新たな価値を生み出す動静脈連携は、我が国の新たな成長の鍵です。2021年に環境省、経済産業省及び一般社団法人日本経済団体連合会が立ち上げたJ4CE（循環経済パートナーシップ）、2023年に設立したCPs（サーキュラーパートナーズ）を

活用し、先進的な取組事例の共有・発信、ビジネスマッチングの実施、コミュニケーションの促進等を通じて、産官学の幅広い主体の連携を促進しています。具体的には、J4CEでは立ち上げから5年を迎え、日本企業によるサーキュラーエコノミーに関する先進的な取組として、事業者間連携や自治体との連携について、これまでに233事例（2026年3月31日時点）を取りまとめて、ウェブサイトにおいて公開しました。また、既に実績のある技術やビジネスモデル、将来に向けた研究開発や連携の取組など、様々な観点から特に注目すべき事例をまとめ、3冊の注目事例集を発行いたしました。

また我が国では、石油・金属等の資源を輸入に依存する一方で、国内のリサイクル原料の多くが焼却、輸出されている現状があります。そこで現状の抱える課題を特定し、資源循環を通じた我が国の自律性・不可欠性の向上に向けた施策につなげるため、再資源化拠点等の構築・ネットワーク形成に向けた調査・検討を実施しました。

あわせて、各種リサイクル法に基づく取組を着実に進めるべく、素材・製品ごとの取組を次のとおり進めました。

事例



環境省・経済産業省・経団連による、循環経済促進に向けた対話や情報共有等の取組/J4CE創設5周年の節目の報告

環境省、経済産業省及び一般社団法人日本経済団体連合会は、循環経済の取組の加速化に向けた官民連携による「循環経済パートナーシップ（J4CE、ジェイフォース）」を2021年3月に立ち上げました。J4CEは2025年度に創設5周年を迎え、我が国の先進的な取組事例の収集と国内外への発信・共有、循環経済促進に向けたテーマ別の講演やディスカッション等の対話の場の設定、ビジネスマッチングを実施しました。

2026年2月に開催したJ4CE官民対話・ビジネス交流会において、環境省・経済産業省・経団連は創設5周年を踏まえたJ4CEの今後の方向性を発表し、今後J4CEの取組を国内外へ積極的に発信していくことを共有しました。

J4CE官民対話・ビジネス交流会の様子



資料：経団連

辻清人環境副大臣による代表者挨拶



資料：環境省

1 プラスチック・廃油

容器包装の3R推進に関しては、3R推進団体連絡会による「容器包装3Rのための自主行動計画2025」（2021～2025年度）に基づいて実施された「事業者が自ら実施する容器包装3Rの取組」と「市民や地方自治体など主体間の連携に資するための取組」について、フォローアップが実施されました。

2022年4月に施行したプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。）は、プラスチック使用製品の設計から廃棄物処理に至るまでのライフサイクル全般にわたって、3R + Renewableの原則にのっとり、あらゆる主体のプラ

スチックに係る資源循環の促進等を図ることを目的としています。同法第33条に基づく市町村による再商品化計画については、2025年度に26件の認定を行い、計52件となりました。また、同法第39条に基づく製造事業者等による自主回収・再資源化事業計画については、2025年度に2件の認定を行い、計7件となりました。同法第48条に基づく排出事業者による再資源化事業計画については、2025年度に3件の認定を行い、計9件となりました。このほか、環境配慮設計の製品の製造・販売、プラスチック製品の使用の合理化、分別収集・リサイクルの取組など、各主体による取組が進展しているところです。特に、環境配慮設計の製品の製造・販売に関して、特に優れた環境配慮設計を行っているプラスチック使用製品の設計についての認定制度を設けており、清涼飲料用ペットボトル容器、文具、家庭用化粧品容器、家庭用洗剤容器の4つの製品分野において、2026年2月に運用を開始しました。2025年度に計42製品を認定しました。

また、自治体の取組を後押しするため、市区町村が実施するプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化に要する経費について、昨年度に引き続き、特別交付税措置を講じたほか、事業者・自治体のプラスチック資源循環に資する取組を支援する「プラスチック資源循環に関する先進的実装モデル形成支援事業」を実施しました。同法を円滑に施行するとともに、引き続き「プラスチック資源循環戦略」（2019年5月消費者庁・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省策定）で定めたマイルストーンの達成を目指すために必要な予算及び制度的対応を行いました。また、化石資源由来プラスチックを代替する再生可能資源への転換及びプラスチックのリサイクルに関する技術的な課題解決や廃プラスチックのリサイクル体制の整備を支援するため、「プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入促進事業」及び「脱炭素型循環経済システム構築促進事業」を実施しました。また、2025年10月に、「食品分野におけるプラスチック容器包装資源循環タスクフォース」を設置し、食品用プラスチックに係る循環経済の実現に向けた業界の状況、課題について認識共有を図りつつ、再生材利用を主軸とするプラスチック資源循環に関する取組方向の議論・検討を行いました。

2 バイオマス（食品、木など）

東日本大震災以降、分散型電源であり、かつ、安定供給が見込める循環資源や、バイオマスの熱回収や燃料化等によるエネルギー供給が果たす役割は、一層大きくなっています。

このような中で、主に民間の廃棄物処理事業者が行う地球温暖化対策を推し進めるため、2010年度の廃棄物処理法の改正により創設された、廃棄物熱回収施設設置者認定制度の普及を図るとともに、廃棄物エネルギーの有効活用による地域共生型廃棄物発電等導入促進事業を実施しました。2025年度は民間事業者に対して、6件の高効率な廃棄物熱回収施設、3件の廃棄物燃料製造施設の整備を支援しました。

未利用間伐材等の木質バイオマスの供給・利用を推進するため、木質チップ、ペレット等の製造施設やボイラー等の整備を支援しました。また、木質バイオマスのエネルギー利用を推進するために必要な調査を行うとともに、相談窓口・サポート体制の確立に向けた支援を実施しました。このほか、木質バイオマスの利用拡大に資する技術開発については、スギ材のリグニンを化学的に改質し取り出した素材（改質リグニン）の大規模製造技術実証やリサイクル及び副産物利用に係る技術の開発を支援しました。また、農山漁村におけるバイオマスを活用した産業創出を軸とした、地域づくりに向けた取組を支援しました。

2050年ネット・ゼロへの移行を実現するためには、エネルギー部門の取組が重要となり、化石燃料由来のCO₂排出削減に向けた取組が必要不可欠です。特に、航空分野については、CO₂排出削減に寄与する「持続可能な航空燃料（SAF）」の生産技術、ならびに原料の開発を進めました。[1] 多様な原料を利用可能なSAF製造技術の開発 [2] 革新的なSAF等製造技術の開発 [3] SAF原料の多様化また、未利用のグリーストラップ浮上油の有効利用可能な賦存量を調査するとともに、SAFの原料製造を目指した実証事業を開始しました。

下水汚泥資源については、農林水産省と国土交通省が連携して、「下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けた官民検討会」を2022年に開催し、関係者の役割や取組の方向性を取りまとめました。「食料安全保障強化政策大綱」（2022年12月食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定）においては、2030年までに堆肥・下水汚泥資源の肥料としての使用量を倍増するという目標が掲げられています。このような背景を踏まえ、下水道管理者は今後、下水汚泥は肥料としての利用を最優先し、最大限の利用を行うこととして基本的な考え方を定めました。また、2025年度には、18団体を対象とした流通確保に向けた案件形成支援事業、49処理場を対象とした下水汚泥資源の重金属・肥料成分分析支援事業を実施し、下水汚泥資源の肥料利用の大幅な拡大に取り組みました。

また、下水汚泥資源についてはエネルギー利用も推進しており、2024年度末時点における下水処理場でのバイオガス発電施設は146施設となっています。さらに、下水処理場に生ごみや刈草等の地域のバイオマスを集約することによる、効率的な資源・エネルギー回収の推進も行っており、具体的な案件形成のための地方公共団体へのアドバイザー派遣事業等を2025年度に2件行いました。

食品廃棄物については、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等の発生抑制の目標値を設定し、その発生の抑制に取り組んでいます。また、国全体の食品ロスの発生量について推計を実施し、2023年度における国全体の食品ロス発生量の推計値（約464万トン）を2025年6月に公表しました。

食品リサイクルに関しては、食品リサイクル法の再生利用事業計画（食品関連事業者から排出される食品循環資源を用いて製造された肥料・飼料等を利用して作られた農畜水産物を食品関連事業者が利用する仕組み。）を通じて、食品循環資源の再生利用の取組を促進しました。

3 ベースメタルやレアメタル等の金属

廃棄物の適正処理及び資源の有効利用の確保を図ることが求められている中、小型電子機器等が使用済みとなった場合には、鉄やアルミニウム等の一部の金属を除く金や銅等の金属は、大部分が廃棄物としてリサイクルされずに市町村により埋立処分されていました。こうした背景を踏まえ、小型家電リサイクル法が2013年4月から施行されました。

2024年度に小型家電リサイクル法の下で処理された使用済小型電子機器等は、約8万5,000トンでした。また、約800トンの使用済小型電子機器等が再使用され、再資源化された金属の重量は約4万4,000トンでした。再資源化された金属を種類別に見ると、鉄が約3万7,000トン、アルミが約4,000トン、銅が約2,400トン、金が約250kg、銀が約3,100kgでした。

さらに、使用済製品に含まれるベースメタルやレアメタル等の有用金属の回収技術を高度化するため、リチウムイオン電池からのリチウム等の回収に関する実証事業を行うなど、リサイクル技術開発支援を実施しました。

広域認定制度の適切な運用を図り、情報処理機器や各種電池等の製造事業者等が行う高度な再生処理によって、有用金属の分別回収を推進しました。

4 土石・建設材料、建築物

長期にわたって使用可能な質の高い住宅ストックを形成するため、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に基づき、長期優良住宅の建築・維持保全に関する計画を所管行政庁が認定する制度を運用しています。この認定を受けた住宅については、税制上の特例措置を実施しています。なお、制度の運用開始以来、累計で約174万戸（2025年3月末時点）が認定されており、新築住宅着工戸数に占める新築認定戸数の割合は約18%（2024年度実績）となっています。

5 家電・自動車・小型家電

家電については、特定家庭用機器廃棄物の適正回収の強化を目指し、「小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン」（平成27年3月）の見直し等を検討するため、関係者・有識者から助言を得るための検討会を設置しました。検討会では、自治体における回収体制の現状・課題等を整理するとともに、その結果等を踏まえたガイドラインの改定方針を取りまとめました。また、2026年2月に中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合を開催し、直近の家電リサイクル法の施行状況・活動内容を報告し、今後の見直し検討会に向けた課題と認識の共有を行いました。

自動車について、使用済自動車の解体・破砕段階におけるプラスチックやガラスの資源回収を強化するため、2026年4月から使用済自動車に係る資源回収インセンティブ制度を開始することとしており、参画する意思のある事業者等が制度に対する理解を深め、取組を円滑に進めることができるようにするため、環境省及び経済産業省は2025年3月にガイドラインを策定するなど、制度開始に向けて準備を行いました。

そして、2025年9月から中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合において、自動車リサイクル法施行20年目の評価・検討を開始し、[1] 自動車リサイクル制度の安定化・効率化、[2] 国内資源循環の推進、[3] 変化への対応と発展的要素の三つの基本的な方向性に沿って議論を進めています。

また、我が国の自動車向け再生プラスチックの市場構築を実現するため、2024年11月、環境省は、経済産業省と連携し、産官学からなる「自動車向け再生プラスチック市場構築のための産官学コンソーシアム」を立ち上げました。産官学コンソーシアムでは、これまで連携が十分でなかった自動車製造業から資源循環産業までのサプライチェーンを横断する業界団体が一堂に会し、有識者の参画を得て、自動車向けの再生プラスチック市場構築を通じた我が国の関連産業の目指す姿や、動静脈連携に基づく取組（設備投資や実証事業）の必要性、そして、その実現に向けた国の支援策等について議論し、2026年3月末には「産業競争力のある再生プラスチック市場構築に向けたロードマップ」を取りまとめました。

小型家電については、2025年2月から2026年3月にかけて、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合を開催し、小型家電リサイクル法の基本方針に定める回収量目標未達の原因分析や論点整理の検討を行いました。また、GIGAスクール構想に基づき全国の小中学校に一体的に配備された情報端末が、今後更新を迎え一斉に廃棄されることに備え、小型家電リサイクル制度等に基づく適正な処理・リサイクルを推進するため、全国の市区町村及び教育委員会向けに説明会や個別コンサルティングを実施しました。

6 地球温暖化対策等により新たに普及した製品や素材

第1部第4章第1節5（1）を参照。また、2026年1月に、中央環境審議会循環型社会部会太陽光発電設備リサイクル制度小委員会と産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会太陽光発電設備リサイクルワーキンググループの合同会議を開催し、新たな法制度案の検討状況について報告しました。

7 繊維製品（ファッション）

繊維製品のうち衣類については、「大量生産・大量消費・大量廃棄」によって製造時の資源やエネルギー使用の増加、ライフサイクルの短命化等から環境負荷が非常に大きいとも指摘されるようになり、EUを始め、我が国・企業においても、環境対策の動きが進んでいます。

我が国においては、経済産業省と環境省で2023年1月に「繊維製品における資源循環システム検討会」を立ち上げ、「回収」「分別・再生」「設計・製造」「販売」の4つのフェーズにおける、繊維製品の資源循環システムの構築に向けた課題の整理と取組の方向性を検討し、同年9月に報告書を取りまとめ

ました。これを受け、経済産業省では、産業構造審議会繊維産業小委員会において取り組むべき具体的な政策について議論を行い、2024年6月に、「繊維産業におけるサステナビリティ推進等に関する議論の中間とりまとめ」、「繊維製品における資源循環ロードマップ」を公表・策定しました。また、2024年3月には「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」、同年6月に「繊維・アパレル産業における環境配慮情報開示ガイドライン」をそれぞれ策定し、ガイドラインの普及に向けた取組を推進しています。2026年3月には、環境省は、本ロードマップで掲げた取組を更に推進するための方向性を取りまとめた「サステナブルファッションの推進に向けたアクションプラン」を策定・公表しました。また、2026年1月には、消費者庁、経済産業省及び環境省による「サステナブルファッションの推進に向けた関係省庁連携会議」を開催し、今後連携する取組について確認しました。さらに、経済産業省・環境省では、企業と家庭から排出される衣類の量も含めた各種ロードマップの進捗の把握、リサイクル技術等の開発、グリーン購入法の調達基準の改定等に取り組むとともに、環境省では、使用済衣類回収のシステム構築に関するモデル実証事業の実施等の取組を、経済産業省では、情報流通PF構築の検討や、標準化等の取組を進めています。

第4節 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現

1 地域の循環システムづくり

資源循環分野における地域循環共生圏の形成に向けては、循環資源の種類に応じて適正な規模で循環させることができる仕組みづくりを進めてきたところです。

一般廃棄物処理に関しては、循環型社会形成の推進に加え、災害時における廃棄物処理システムの強化、地球温暖化対策の強化という観点から、循環型社会形成推進交付金等により、市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備等に対する支援を実施しました。また、廃棄物処理施設から排出される余熱等の地域での利活用を促進させるため、「廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業」を実施し、2019年度からは、補助金の対象範囲をこれまでの供給施設側の付帯設備（熱導管・電力自営線等）から需要施設側の付帯設備まで拡大することにより、廃棄物エネルギーの利活用を更に進め、地域の脱炭素化を促進しました。さらに、脱炭素や地域振興等の社会課題の同時解決を追求すべく、地域循環共生圏構築が進まない自治体が抱える課題を解決するため、施設の技術面や廃棄物処理工程の効率化・省力化に資する実証事業を行いました。

また、污水処理に関して、少子高齢化・人口減少社会の中で、浄化槽は、効率的・経済的かつ柔軟に社会ニーズに対応することができる分散型污水処理システムであり、地方創生や国土強靱化の観点からも、その役割はますます重要になっていくものと考えられます。また、2050年ネット・ゼロの実現に向けて、浄化槽分野においても省エネ化の更なる推進や再生可能エネルギー導入等の脱炭素化の取組を一層進めていく必要があります。このため、2022年度より、エネルギー効率の低い中大型合併処理浄化槽について、最新型の高効率機器への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再エネ設備の導入を行うことにより大幅なCO₂削減を図る事業に対する補助事業を新たに開始し、2023年度、2024年度、2025年度においても引き続き必要な予算を措置し、浄化槽分野の脱炭素化に向けて当該事業を推進しました。

バイオマスの活用の推進にあたっては、バイオマス活用推進基本法（平成21年法律第52号）に基づく「バイオマス活用推進基本計画」（2022年9月閣議決定）の下でバイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきたところです。下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けては、農林水産省と国土交通省が連携して、取組の意義や先進的な取組事例等について、関係者に広く情報発信を実施しています。また、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いま

ち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市について、2025年度には3市町が選定され、2013年度の取組開始以来、選定された市町村は全国で累計107市町村となりました。

加えて、森林資源をマテリアルやエネルギーとして地域内で持続的に活用するため、担い手確保から発電・熱利用に至るまでの「地域内エコシステム」の構築に向け、地域協議会の運営や技術開発・改良等への支援を実施しました。また、木質バイオマス燃料等の安定的・効率的な供給・利用システム構築支援事業においては、木質バイオマス発電の安定稼働に向け、国内木質バイオマス燃料の供給ポテンシャルの拡大や、発電コストの大半を占める燃料費の低減等を目指し、新たな燃料ポテンシャル（早生樹、広葉樹等）を開拓・利用可能とする“エネルギーの森”実証や、安定的・効率的な製造・輸送等システムの構築に向けた実証、品質安定化等に向けた調査を行いました。

農山漁村のバイオマスを活用した産業創出を軸とした地域づくりについては、第3章第3節2を参照。

2 循環システムづくりを支える広域的取組

エコツーリズム推進法に関する施策については第2章第6節を参照。また、地域における生活系ごみ処理の有料化の検討・実施や廃棄物処理の広域化・集約的な処理、地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術を導入する取組等を促進する施策を検討しました。

3 廃棄物により汚染された地域環境の再生

マイクロプラスチックを含む海洋・河川等環境中に流出したごみに関する、実態把握や発生抑制対策、回収・処理等を進めるための施策については、第4章第4節1を参照。

第5節

資源循環・廃棄物管理基盤の強^{じん}靱化と着実な適正処理・環境再生の実行

1 技術開発、情報基盤、各主体間連携、人材育成の強化

(1) 循環分野における技術開発、最新技術の活用と対応

資源循環の取組が温室効果ガスの排出削減につながる例としては、金属資源等を積極的にリサイクルした場合を挙げることができます。例えば、アルミ缶を製造するに当たっては、バージン原料を用いた場合に比べ、リサイクル原料を使った方が原料製造も含めた一連の製造工程に要するエネルギーを大幅に節約できることが分かっています。同様に、鉄くずや銅くず、アルミニウムくず等をリサイクルすることによっても、バージン材料を使った場合に比べて温室効果ガスの排出削減が図られるという結果が、環境省の調査によって示されました。これらのことから、リサイクル原料の使用に加え、リデュースやリユースといった、3Rの取組を進めることによって、原材料等の使用が抑制され、結果として温室効果ガスの更なる排出削減に貢献することが期待できます。ただし、こうしたマテリアルリサイクルやリデュース・リユースによる温室効果ガス排出削減効果については、引き続き調査が必要であるとされており、これらの取組を一層進める一方で、継続的に調査を実施し、資源循環と社会の脱炭素化における取組について、より高度な統合を図っていくことが必要です。

廃家電から貴金属、レアメタル、ベースメタル、プラスチック等を資源循環する基盤技術、磁性材料の精錬に係る技術、アルミスクラップを自動車の車体等にも使用可能な素材（展伸材）へとアップグレードする基盤技術の開発を行う「資源自律経済システム開発促進事業」、自動車・バッテリー、電気電子製品、包装、プラスチック、繊維等について、動静脈連携による資源循環に係る技術開発及び実証

に係る設備投資等、また長寿命化や再資源化の容易性の確保等に資する「環境配慮型ものづくり」のための技術開発、実証及び商用化に係る設備投資等を支援する「産官学連携による自律型資源循環システム強靱化促進事業」、リチウムイオン蓄電池や太陽光パネル等といった非鉄金属・レアメタル含有製品のリユース・リサイクル技術の実証を行う「国内資源循環体制構築に向けた再エネ関連製品及びベース素材の全体最適化実証事業」、再生可能エネルギー関連製品等の高度なりサイクルを行いながらリサイクルプロセスの省CO₂化を図る設備の導入支援を行う「プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業」を2025年度に実施しました。そして、プラスチック資源循環促進法に基づき、バイオマスプラスチック・生分解性プラスチック等の代替素材への転換・社会実装及び複合素材プラスチック等のリサイクル困難素材のリサイクルプロセス構築を支援する「脱炭素型循環経済システム構築促進事業」、廃プラスチックの高度なりサイクルを促進する技術基盤構築及び海洋生分解性プラスチックの導入・普及を促進する技術基盤構築を行う「プラスチック有効利用高度化事業」を実施しました。

廃棄物エネルギーの有効活用による地域共生型廃棄物発電等導入促進事業、廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業については、第3章第4節を参照。

農山漁村のバイオマスを活用した産業創出を軸とした地域づくりに向けた取組について推進すると同時に、「森林・林業基本計画」等に基づき、森林の適切な整備・保全や木材利用の推進に取り組みました。

海洋環境等については、その負荷を低減させるため、循環型社会を支えるための水産廃棄物等処理施設の整備を推進しました。

港湾整備により発生した浚渫土砂等を有効活用し、深掘跡の埋め戻し等を実施し、水質改善や生物多様性の確保など、良好な海域環境の保全・再生・創出を推進しています。

下水汚泥資源化施設の整備の支援等については、第3章第3節2を参照。

これまでに22の港湾を静脈物流の拠点となる「リサイクルポート」に指定し、広域的なりサイクル関連施設の臨海部への立地の推進等を行いました。また、サーキュラーエコノミーへの移行に向け、2024年度に有識者等からなる検討会を設置し、循環経済拠点港湾（サーキュラーエコノミーポート）の在り方について検討を開始しました。さらに、首都圏の建設発生土を全国の港湾の用地造成等に用いる港湾建設資源の広域利用促進システムを推進しており、近年は、広島港において建設発生土の受入れを実施しました。

(2) 循環分野における情報の整備

循環型社会の構築には、企業活動や国民のライフスタイルにおいて3Rの取組が浸透し、恒常的な活動や行動として定着していく必要があります。そのため、国や地方公共団体、民間企業等が密接に連携し、社会や国民に向けて3Rの意識醸成、行動喚起を促す継続的な情報発信等の活動が不可欠です。

「第五次循環基本計画」で循環型社会形成に向けた状況把握のための指標として設定された、物質フロー指標及び取組指標について、最新値のデータを取りまとめました。また、各指標の増減要因についても検討を行いました。

国民に向けた直接的なアプローチとしては、「限りある資源を未来につなぐ。今、僕らにできること。」をキーメッセージとしたウェブサイト「Re-Style」を年間通じて運用しています。また、「3R推進月間」（毎年10月）を中心に、多数の企業等と連携した3Rの認知向上・行動喚起を促進する消費者キャンペーン「選ぼう！3Rキャンペーン」を全国のスーパーやドラッグストア等で展開しました。また、「Re-Styleパートナー企業」との連携体制について、同サイトを通じて、相互に連携しながら恒常的に3R等の情報発信・行動喚起を促進しました。

3R政策に関するウェブサイトにおいて、取組事例の紹介等を実施しました。

国土交通省、地方公共団体、関係業界団体により構成される建設副産物リサイクル広報推進会議は、建設リサイクルの推進に有用な技術情報等の周知・伝達、技術開発の促進、一般社会に向けた建設リサ

イクル活動のPRや2020年9月に策定・公表された「建設リサイクル推進計画2020～質を重視するリサイクルへ～」等の周知等を目的として、2025年度は「2025建設リサイクル技術発表会・技術展示会」を開催しました。

(3) 循環分野における人材育成、普及啓発等

我が国は、関係府省（財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、消費者庁）の連携の下、国民に対し3R推進に対する理解と協力を求めるため、毎年10月を「3R推進月間」と定めており、広く国民に向けて普及啓発活動を実施しました。

3R推進月間には、様々な表彰を行っています。3Rの推進に貢献している個人、グループ、学校及び特に貢献の認められる事業所等を表彰する「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」（主催：リデュース・リユース・リサイクル推進協議会）の開催を引き続き後援し、内閣総理大臣賞の授与を支援しました。2025年度は内閣総理大臣賞を1件贈りました。経済産業省は、配電機材のリユース推進の取組として1件の経済産業大臣賞を贈りました。国土交通省は、建設工事で顕著な実績を挙げている3Rの取組に対して、国土交通大臣賞2件を贈りました。また、そのほか、3R推進協議会会長賞13件が選定されました。

循環型社会の形成の推進に資することを目的として、2006年度から循環型社会形成推進功労者表彰を実施しています。2025年度は、計4件を表彰しました。さらに、新たな資源循環ビジネスの創出を支援している「資源循環技術・システム表彰」（主催：一般社団法人産業環境管理協会、後援：経済産業省）においては、経済産業大臣賞1件、経済産業省脱炭素成長型経済構造移行推進審議官賞1件を表彰しました。これらに加えて、農林水産省は「食品産業もったいない大賞」において、農林水産大臣賞等7件を表彰し、農林水産業・食品関連産業における3R活動、地球温暖化・省エネルギー対策等の意識啓発に取り組みました。

2025年10月に行われた3R促進ポスターコンクールには、全国の小・中学生から3,780点の応募があり、環境教育活動の促進にも貢献しました。

消費者のライフスタイルの変革やプラスチックのリデュースを促進する取組として、各国でレジ袋の有料化やバイオマスプラスチック等の代替素材への転換など、その実情に応じて様々な取組が行われています。我が国においても、2020年からレジ袋の有料化の取組を開始するとともに、使い捨てのプラスチック製品の使用の合理化や代替素材への転換などの取組を進めています。

優良事業者が社会的に評価され、不法投棄や不適正処理を行う事業者が淘汰される環境を作るために、優良処理業者に優遇措置を講じる優良産廃処理業者認定制度を2011年4月から運用開始しています。優良認定業者数については、制度開始以降増加しており、2026年3月末時点で1,765社となっています。また、優良産廃処理業者の情報発信サイト「優良さんばいナビ」の利便性向上のためのシステム改良を引き続き実施していきます。

税制上の特例措置により、廃棄物処理施設の整備及び維持管理を推進しました。廃棄物処理業者による、特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金又は必要経費算入の特例、廃棄物処理施設に係る課税標準の特例及び廃棄物処理事業の用に供する軽油に係る課税免除の特例といった税制措置の活用促進を行いました。

プラスチックごみの削減に向け、プラスチックとの賢い付き合い方を全国的に推進する「プラスチック・スマート」において、企業、地方公共団体、NGO等の幅広い主体から、不必要なワンウェイのプラスチックの排出抑制や代替品の開発・利用、分別回収の徹底など、プラスチックごみの発生抑制に向けた取組を募集、登録数は3,700件を超えました。これらの取組を特設サイトや様々な機会において積極的に発信しました。

2 災害廃棄物処理体制の構築及び着実な処理

2025年度は、地震や台風、豪雨など全国各地で多くの災害に見舞われました。また、引き続き、令和6年能登半島地震からの復旧・復興への支援を行いました。災害によって生じた災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のため、被害の程度に応じて、被災自治体に対して、環境省職員や災害廃棄物処理支援員制度に登録している支援員、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）の専門家の派遣、地方環境事務所によるきめ細かい技術的支援、災害廃棄物処理や施設復旧のための財政支援等の実施により、着実な処理を推進しています。さらに、損壊家屋の解体を行う際の流れや体制の整備の参考となるよう「公費解体・撤去マニュアル」の周知などを通じて、公費解体の推進を図りました。令和6年能登半島地震等の災害の教訓を踏まえ、災害廃棄物処理に係る計画策定の義務付け等を内容とする廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の制度改正について検討を進めました。

(1) 地方公共団体レベルでの災害廃棄物対策の加速化

近年の広範囲で甚大な被害を生じた災害対応における経験・教訓により、特に災害時初動対応に係る事前の備えや、大規模災害時においても適正かつ円滑・迅速に処理を行うための体制確保を一層推進する必要性が改めて認識されました。環境省では、地方公共団体における災害廃棄物処理計画の策定や災害廃棄物対策の実効性の向上等の支援を実施しました。

(2) 地域レベルでの災害廃棄物広域連携体制の構築

県域を越え地域ブロック全体で相互に連携して取り組むべき課題の解決を図るため、地方環境事務所が中心となって都道府県、市区町村、環境省以外の国の地方支分部局、民間事業者、専門家等で構成される地域ブロック協議会を全国8か所で開催し、災害廃棄物対策行動計画に基づく地域ブロックごとの広域連携を促進するため、図上演習や実地訓練等を実施しました。

(3) 全国レベルでの災害廃棄物広域連携体制の構築

全国規模で災害廃棄物対応力を向上させるため、令和6年能登半島地震等の検証結果を踏まえ、被災自治体の受援体制の確立・充実など、発災時の迅速な災害廃棄物処理対応に向けて検討を行いました。また、災害廃棄物処理を経験し、知見を有する地方公共団体の人材を「災害廃棄物処理支援員」として登録し、被災地方公共団体の災害廃棄物処理に関するマネジメントの支援等を行う「災害廃棄物処理支援員制度」について、2026年3月時点で368名が支援員に登録されています。

港湾においては、大規模災害時に発生する膨大な災害廃棄物の受入施設を把握し、広域処理にあたって必要となる港湾機能や実施体制の検討を行いました。

3 適正処理の更なる推進

(1) 不法投棄・不適正処理対策

不法投棄等の未然防止・拡大防止対策としては、不法投棄等に関する情報を国民から直接受け付ける不法投棄ホットラインを運用するとともに、産業廃棄物の実務や関係法令等に精通した専門家を不法投棄等の現場へ派遣し、不法投棄等に関与した者の究明や責任追及方法、支障除去の手法の検討等の助言等を行うことにより、都道府県等の取組を支援しました。さらに、不法投棄等の残存事案対策として、1997年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成9年法律第85号。以下「廃棄物処理法平成9年改正法」という。）の施行（1998年6月）前の産業廃棄物の不法投棄等については、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成15年法律第98号）失効後も、生活環境保全上の支障又はそのおそれがない状態を継続させるために対策を行う必要がある12事案に対し、財政支援を行いました。一方で、廃棄物処理法平成9年改正法の施行以降の産業廃棄物の不法投棄等の

支障除去等については、1事案に対し廃棄物処理法に基づく基金からの財政支援を行いました。

関係府省庁と都道府県等とが連携して取り組む、不法投棄等の撲滅に向けた普及啓発活動、新規及び継続の不法投棄等の監視等については、2024年度においては全国で7,655件実施されました。

一般廃棄物の適正処理については、当該処理業が専ら自由競争に委ねられるべき性格のものではなく、継続性と安定性の確保が考慮されるべきとの最高裁判所判決（2014年1月）や、市町村が処理委託した一般廃棄物に関する不適正処理事案の状況を踏まえ、2014年10月8日に通知を发出し、市町村の統括的責任の所在、市町村が策定する一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物処理法の適正な運用について、周知徹底を図っています。また、廃棄物処理事業を確実に実施し、構造的な賃上げを実現するためには、昨今の物価の状況なども踏まえた適切な委託料・処理料金が事業者を支払われることが重要であることを踏まえ、一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための重要事項について取りまとめ、必要な措置の実施に努めることについて、2024年9月30日に通知を发出しました。加えて、同通知を受けた市町村の対応状況等についてフォローアップ調査を行い、2025年10月31日に調査結果とともに、調査結果を踏まえた適切な予定価格設定や価格転嫁実現のための環境整備等に関する留意事項を記した事務連絡を发出しました。また、各自治体等を対象に、同調査結果等について、2026年2月26日に説明会を実施しました。

2018年12月には大量のエアゾール製品の内容物が屋内で噴射され、これに引火したことが原因とみられる爆発火災事故が発生したことから、2018年12月27日に通知を发出し、製品を最後まで使い切る、缶を振って音を確認するなどにより充填物が残っていないか確認する、火気のない風通しの良い屋外でガス抜きキャップを使用して充填物を出し切るといった適切な取扱いが必要であることなど、廃エアゾール製品等の充填物の使い切り及び適切な出し切り方法について、周知を徹底しています。また、2023年1月にも同様のエアゾール製品が原因とみられる爆発事故が発生したことから、2023年1月19日に事務連絡を发出し、廃エアゾール製品等の事故防止について、改めて周知を図りました。

電子Manifestoは、排出事業者、廃棄物処理業者における情報管理の合理化に加え、偽造がしにくいため、都道府県等における廃棄物処理の監視の効率化や不適正処理の原因究明の迅速化に役立つなどのメリットがあります。2025年3月末時点の電子Manifestoの普及率は86.9%に達しましたが、産業廃棄物の委託処理量に対する電子Manifestoの割合では60%程度にとどまっていると見込まれたため、「第五次循環基本計画」において、産業廃棄物委託処理量に対する電子Manifestoの捕捉率を2030年度までに75%にすることを目標として掲げ、操作体験セミナーの開催等各種施策に取り組むこととしました。

また、適切な環境対策を講じずに物品を取り扱う事業場、いわゆる「不適正スクラップヤード」において、廃棄物処理法の規制対象外として扱われている金属スクラップ等の不適正な保管や処理に起因する騒音・振動、飛散・流出、火災等が発生しています。

このような現状を踏まえ、2025年2月から中央環境審議会の下に設置された廃棄物処理制度小委員会において、「不適正スクラップヤード」に対する制度的措置について議論を行いました。

家庭等の廃棄物を無許可で回収し、不適切処理・輸出等を行う違法な回収業者、輸出業者等の対策として、地方公共団体職員の知見向上のため、「自治体職員のための違法な廃棄物回収業者対策セミナー」を2回開催しました。

海洋ごみ対策については、第4章第4節1を参照。

使用済FRP（繊維強化プラスチック）船は、その製品特性（材料が高強度、大型、製品寿命が長い、等）から処理が困難であり、それが不法投棄の要因となっているため、リサイクルが適切に進むよう、地方ブロックごとに行っている地方運輸局、地方整備局、都道府県等の情報・意見交換会の場を通じて、一般社団法人日本マリン事業協会が広域認定制度を活用して運用している「FRP船リサイクルシステム」の周知・啓発を図りました。

(2) リチウムイオン電池等の適正処理

昨今、廃棄物処理施設や収集運搬車両等においても、リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池を使用した製品（以下「リチウムイオン電池等」という。）に起因する火災事故等が頻繁に発生しており、2024年度には、全国の市町村において消火活動が必要となった火災事故等が9,923件発生しており深刻な課題となっています。

環境省では、2025年3月に家庭ごみの標準的な回収方法等を示した「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を改訂し、リチウムイオン電池等を一つの分別区分として設定しました。また、2025年4月15日に市町村に対する安全な回収・処理体制構築に向けた通知を発出し、併せて2024年度に実施したモデル事業の成果や自治体の好事例を取りまとめた「市区町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策集」を公表しました。さらに、リチウムイオン電池等による使用時・廃棄時の火災事故を防ぐため、2025年の9月から12月を「リチウムイオン電池による火災防止強化キャンペーン」、特に11月を「リチウムイオン電池による火災防止月間」とし、リチウムイオン電池による火災防止に関する周知啓発を強化しました。

また、リチウムイオン電池の火災防止及び再資源化推進に向けた取組を実施するため、関係省庁にて2025年10月に「リチウムイオン電池総合対策関係省庁連絡会議」を立ち上げ、同年12月に「リチウムイオン電池総合対策パッケージ」を取りまとめました。

(3) 最終処分場の確保等

一般廃棄物の最終処分に関しては、ごみのリサイクルや減量化を推進した上でなお残る廃棄物を適切に処分するため、最終処分場の設置又は改造、既埋立物の減容化等による一般廃棄物の最終処分場の整備を、引き続き循環型社会形成推進交付金の交付対象事業としました。また、産業廃棄物の最終処分に関しても、課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業の補助制度により、2025年度までに、廃棄物処理センター等が管理型最終処分場を整備する9事業に対して支援することで、公共関与型産業廃棄物処理施設の整備を促進し、産業廃棄物の適正な処理の確保を図りました。

同時に海面処分場に関しては、港湾整備により発生する浚渫土砂しゅんせつや内陸部での最終処分場の確保が困難な廃棄物を受け入れるために、事業の優先順位を踏まえ、東京港等で海面処分場を計画的に整備しました。

陸上で発生する廃棄物及び船舶等から発生する廃油については、海洋投入処分が原則禁止されていることを踏まえ、海洋投入処分量の削減を図るとともに、廃油処理事業を行おうとする者に対し、廃油処理事業の事業計画及び当該事業者の事業遂行能力等について、適正な審査を実施し、適切に廃油を受け入れる施設を確保しました。船舶等からの廃棄物等の海洋投入処分による海洋汚染の防止を目的としたロンドン条約1996年議定書を担保する海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）において、廃棄物の海洋投入処分を原則禁止とし、2007年4月に廃棄物の海洋投入処分に係る許可制度を導入しています。当該許可制度の適切な運用により、海洋投入処分量が最小限となるよう、その抑制に取り組みました。

(4) 特別管理廃棄物

廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものは特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物（以下「特別管理廃棄物」という。）として、通常の一般廃棄物や産業廃棄物とは異なる特別の基準で処理されることとなります。事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する必要があり、特別管理廃棄物の処理に当たっては、特別管理廃棄物の種類に応じた処理基準を設けることなどにより、適正な処理を確保しています。また、その処理を委託する場合は、特別管理廃棄物の処理業の許可を有する業者に委託する必要があります。

(5) 石綿の処理対策

ア 産業廃棄物

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律（平成18年法律第5号）が2007年4月に完全施行され、石綿（アスベスト）含有廃棄物の安全かつ迅速な処理を国が進めていくため、溶融等の高度な技術により無害化処理を行う者について環境大臣が認定した場合、都道府県知事等による産業廃棄物処理業や施設設置の許可を不要とする制度（無害化処理認定制度）がスタートしています。2026年3月時点で2事業者が認定を受けています。また、2010年の廃棄物処理法施行令の改正により、特別管理産業廃棄物である廃石綿等の埋立処分基準が強化されています。2021年3月には前年の大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）等の改正に伴って、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」を改定しています。

イ 一般廃棄物

石綿を含む家庭用品が廃棄物となったものについては、他のごみと区別して排出し、破損しないよう回収するとともにできるだけ破碎せず、散水や速やかな覆土により最終処分するよう、また、保管する際は他の廃棄物と区別するよう、市町村に対して要請しています。

永続的な措置として、石綿含有家庭用品が廃棄物となった場合の処理についての技術的指針を定め、市町村に示し、適正な処理が行われるよう要請しています。

(6) 水銀廃棄物の処理対策

ア 産業廃棄物

2016年4月から特別管理産業廃棄物に指定されている廃水銀等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第376号）及び関係省令等において、廃水銀等及び当該廃水銀等を処分するために処理したものの処分基準並びに廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への指定等が規定されています。また、排出事業者により水銀使用製品であるか判別可能なものを水銀使用製品産業廃棄物、水銀又はその化合物を一定程度含む汚染物を水銀含有ばいじん等とそれぞれ定義し、これまでの産業廃棄物の処理基準に加え、新たに水銀等の大気への飛散防止等の措置を規定するなど処理基準が強化されています。さらに、これらの基準について具体的に解説するための「水銀廃棄物ガイドライン」を策定しています。国際的にも、水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する議論が進められており、2019年5月には水俣条約締約国会議の決議に基づく専門家会合を我が国で開催するなどし、これに貢献しました。

また、退蔵されている水銀血圧計・温度計等の回収を促進するため、2016年度に改訂した「医療機関に退蔵されている水銀血圧計等回収マニュアル」や2017年度に作成した「教育機関等に退蔵されている水銀使用製品回収事業事例集」を参考に、医療関係団体や教育機関、地方公共団体等と連携し、回収促進事業を実施しています。

イ 一般廃棄物

市町村等により一般廃棄物として分別回収された水銀使用製品から回収した廃水銀については、特別管理一般廃棄物となります。

市町村等において、使用済の蛍光灯や水銀体温計、水銀血圧計等の水銀使用製品が廃棄物となった際の分別収集の徹底・拡大を行うため、「家庭から排出される水銀使用製品の分別回収ガイドライン」及び分別収集についての先進事例集を作成し、普及啓発を行ってきました。また、家庭で退蔵されている水銀体温計等の回収について、「市町村等における水銀使用製品の回収事例集（第2版）」を公表しました。

2023年には水銀に関する水俣条約第5回締約国会議が開催され、製造・輸入を禁止する水銀使用製品の見直しが行われました。今後一層、水銀使用製品の回収が求められていくことから、「水銀使用

廃製品の適切な分別・回収について」のリーフレットを作成し、2024年5月にホームページにて公表をしました。

(7) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理体制の構築

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成28年法律第34号。以下、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法を「PCB特別措置法」という。）が2016年8月に施行され、PCB廃棄物の濃度、保管の場所がある区域及び種類に応じた処分期間が設定されました。これにより、PCB廃棄物の保管事業者は、処分期間内に全てのPCB廃棄物を処分委託しなければなりません。PCB特別措置法で定める、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」に基づき、政府一丸となってPCB廃棄物の期限内処理に向けて取り組んでいます。

環境省は都道府県と協調し、費用負担能力の小さい中小企業者等によるPCB廃棄物の処理を円滑に進めるための助成等を行う基金「PCB廃棄物処理基金」を造成しています。JESCO事業の終了等を踏まえ、処分期限の見直し等を内容とする法律等の制度改正について検討を進めました。

ア 高濃度PCB廃棄物の処理

高濃度PCB廃棄物は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）の全国5か所（北九州、豊田、東京、大阪、北海道（室蘭））のPCB処理事業所において処理する体制を整備し、各地元関係者の理解と協力の下、処理を推進してきました。その結果、2026年3月末時点で、JESCOに登録されていた全ての高濃度PCB廃棄物の処理が完了し、全5か所の事業所での高濃度PCB処理事業を終了しました。

なお、処理施設については順次解体・撤去を進めています。

イ 低濃度PCB廃棄物の処理

低濃度PCB廃棄物は、民間事業者（環境大臣認定の無害化認定業者又は都道府県許可の特別管理産業廃棄物処理業者（2026年3月末時点でそれぞれ31事業者及び2事業者））によって処理が進められています。また、2025年4月1日からPCB廃棄物処理基金を活用して、費用負担能力の小さい中小企業者等による低濃度PCB廃棄物の処理を円滑に進めるための助成を行っています。

低濃度PCB廃棄物の処理が更に合理的に進むよう、処理体制の充実・多様化を図っていきます。

(8) ダイオキシン類の排出抑制

ダイオキシン類は、物の燃焼の過程等で自然に生成する物質（副生成物）であり、ダイオキシン類の約200種のうち、29種類に毒性があるとみなされています。ダイオキシン類の主な発生源は、ごみ焼却による燃焼です。廃棄物処理におけるダイオキシン問題については、1997年1月に厚生省（当時）が取りまとめた「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」や、1997年8月の廃棄物処理法施行令及び同法施行規則の改正等に基づき、対策が取られてきました。環境庁（当時）でも、ダイオキシン類を大気汚染防止法の指定物質として指定しました。さらに、1999年3月に策定された「ダイオキシン対策推進基本指針」及び1999年に成立したダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）の二つの枠組みにより、ダイオキシン類対策が進められました。2024年におけるダイオキシン類の排出総量は、削減目標量（2011年以降の当面の間において達成すべき目標量）を下回っています。

2024年の廃棄物焼却施設からのダイオキシン類排出量は、1997年から約99%減少しました。この結果については、規制強化や基準適合施設の整備に係る支援措置等によって、排出基準やその他の構造・維持管理基準に対応できない焼却施設の中には、休・廃止する施設が多数あったこと、また基準に適合した施設の新設整備が進められていること（廃棄物処理体制の広域化、廃棄物処理施設の集約化を含む。）が背景にあったものと考えられます。

(9) その他の有害廃棄物対策

感染性廃棄物については、2020年1月以降の国内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理のための対策とそれ以外の廃棄物も含めた処理体制の維持に係る対策を講じました。具体的には、法令に基づく基準や関係マニュアル等について、地方公共団体、廃棄物処理業界団体、医療関係団体等に改めて周知するとともに、感染防止策や留意事項についてのQ&Aやチラシ、動画の作成・周知や、感染拡大状況下における特例措置の制定、さらにはそれらの内容を取りまとめた「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」の策定・周知を行いました。また、廃棄物処理に必要な防護具が不足しないよう廃棄物処理業者等への防護具の斡旋等の処理体制維持に係る取組も行いました。2021年4月には、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に伴い排出される廃棄物の処理に関する留意事項を取りまとめて通知を发出了しました。また、新型コロナウイルス感染症への対応で得られた知見を基に「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」を2022年6月に改訂し、2023年5月には、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されたことに伴い改訂しました。

残留性有機汚染物質（POPs）を含む廃棄物については、国際的動向に対応し、適切な処理方策について検討を進めてきました。2009年8月にPOPs農薬の処理に関する技術的留意事項を改訂、2011年3月にペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項を改訂し、2022年9月にPFOS及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項を策定し、その周知を行ってきました。その他のPOPsを含む廃棄物については、POPsを含む製品等の国内での使用状況に関する調査や分解実証試験等を実施し、その適正処理方策を検討するとともに、POPsの物性情報や分析方法開発等に係る研究を推進しています。

廃棄物に含まれる有害物質等の情報の伝達に係る制度化については、適正処理に必要な情報が産業廃棄物処理業者に確実に伝達されるよう、委託処理基準に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）を改正するとともに、情報伝達に係る自主的取組の促進を図るため、WDSガイドラインを改正しました。

さらに、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に基づき、原子炉等から排出されるもののうち、放射線防護の安全上問題がないクリアランスレベル以下の廃棄物については、トレーサビリティの確保に努めています。

(10) 有害物質を含む廃棄物等の適正処理システムの構築

安全・安心がしっかりと確保された循環型社会を形成するため、有害物質を含むものについては、適正な管理・処理が確保されるよう、その体制の充実を図る必要があります。

石綿に関しては、その適正な処理体制を確保するため、廃棄物処理法に基づき、引き続き石綿含有廃棄物の無害化処理認定に係る事業者からの相談等に対応しました。

埋設農薬に関しては、計画的かつ着実に処理するため、農薬が埋設されている県における、処理計画の策定等や環境調査に対する支援を引き続き実施しました。

(11) 廃棄物等からの環境再生

海洋ごみについては、第4章第4節1を参照。

生活環境保全上の支障等のある廃棄物の不法投棄等については、第3章第5節3（1）を参照。

4 東日本大震災からの環境再生

東日本大震災からの環境再生については、第3章第7節を参照。

1 国際的な循環政策形成及び国内外一体的な循環政策の推進

ここ数年、欧州を中心に様々なバリューチェーンに関する規制や企業の情報開示ルールが導入または提案されており、グローバル企業を中心にバリューチェーンレベルでの循環性向上に関する取組も進んでいます。環境省は、G7サミットで承認された「循環経済及び資源効率性原則（CEREP）」に基づき、国際機関や民間企業とも連携し、資源循環分野の国際ルール形成を進めています。2024年11月には「資源循環に関する企業レベルの情報開示スキームの開発に係る検討会」を立ち上げ、2026年度も同検討会を継続しています。検討会における議論の成果は、持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD）等が開発する企業の循環性に関する国際的な情報開示の枠組みであるGCP（グローバル循環プロトコル）の検討にインプットし、議論を主導しました。GCP初版は、2025年11月にブラジル・ベレンで開催されたCOP30の日本パビリオンにおいて、公表され、2026年も継続的な改定に向けた検討が進んでいます。資源効率性の高い国際社会の実現に向け、ISO/TC323（サーキュラーエコノミーに関する専門委員会）、ISO/TC297（廃棄物の収集及び輸送管理に関する専門委員会）やISO/TC300（廃棄物固形燃料を含む廃棄物固形材料に関する専門委員会）等でのサーキュラーエコノミーに関連する国際標準化の取組等を、日本発提案等によりイニシアティブを発揮しつつ、諸外国とも協力して進めています。

2 適正な国際資源循環体制の構築

地球規模での循環型社会形成と、我が国の循環産業の海外展開を通じた活性化を図るためには、国、地方公共団体、民間レベル、市民レベル等の多様な主体同士での連携に基づく重層的なネットワークを形成する必要があります。アジア太平洋諸国における循環型社会の形成に向けては、3R・循環経済に関するハイレベルの政策対話の促進、3R・循環経済推進に役立つ制度や技術の情報共有等を目的として、2025年3月に「アジア太平洋3R・循環経済推進フォーラム」第12回会合をインド・ジャイプールにて開催し、2025-2035年の3R・循環経済の共通ビジョンと13のゴールを定めたジャイプール宣言の採択が行われました。また、アフリカにおいては、都市廃棄物管理に関するアフリカ各国の知見・経験の共有と、人材・組織の能力向上等により、官民の投資を促進し、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献するため、アフリカ24か国と環境省、国際協力機構（JICA）等が中心となって、2017年4月に「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）」を設立しました（2026年4月時点で、ACCPメンバーは48か国・239都市に拡大。）。2025年8月には、横浜で行われた第9回アフリカ開発会議（TICAD9）のパートナー事業として、ACCP第4回会合を開催いたしました。本会合では、アフリカ諸国が直面する廃棄物管理の課題に関する発表・意見交換するとともに、今後3年間の活動を示す「新・横浜行動指針」を発表いたしました。また、アフリカにおける公衆衛生の改善に向け、世界銀行等国際開発機関等への廃棄物インフラプロジェクト要請を促進すべく、新たに設立した「アフリカ向け廃棄物管理のための事業形成ファンド」について、同会合中の設立記念レセプションにおいて発表いたしました。ACCPの枠組みの下、廃棄物に関する知見やデータの収集・整備や、我が国の廃棄物管理制度や技術に関する研修等の活動を実施しており、SDGsの目標年である2030年に「きれいな街と健康な暮らし」がアフリカで実現することを目指しています。アジア各国に適合した廃棄物・リサイクル制度や有害廃棄物等の環境上適正な管理（ESM）の定着のため、JICAでは、アジア太平洋諸国のうち、ベトナム、インドネシア、マレーシア、スリランカ、カンボジア、タイ、大洋州等について、技術協力等により廃棄物管理や循環型社会の形成を支援しました。また、政府開発援助（ODA）対象国からの研修員受入れを実施しました。

国際的な活動に積極的に参画し、貢献することも重要です。2025年11月にブラジル連邦共和国で開催された国連気候変動枠組条約第30回締約国会議（COP30）では、「グローバル循環プロトコル（GCP）」をテーマとしたサイドイベントを持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD）等と共同で開催し、循環性を評価する共通の枠組みの必要性とそのためのGCPの意義などについて議論を深め、GCP初版を公表しました。

外務省及び環境省は、我が国に誘致したUNEP国際環境技術センター（UNEP/IETC）の運営経費を拠出しています。UNEP/IETCは、2016年の国連環境総会決議（UNEA2/7）で廃棄物管理の世界的な拠点として位置付けられ、主に廃棄物管理を対象に、開発途上国等に対し、研修及びコンサルティング業務の提供、調査、関連情報の蓄積及び普及等を実施しています。

バーゼル条約については、2019年のバーゼル条約第14回締約国会議（COP14）にて規制対象物に廃プラスチックを加える附属書改正が決議され、2021年1月1日より改正附属書が発効しています。本改正について、我が国では2020年10月にプラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準を公表し、規制対象となるプラスチックの範囲を明確化することで、改正附属書の着実な実施を行っています。

2022年6月に開催されたバーゼル条約第15回締約国会議（COP15）においては、同条約の附属書を改正し、非有害な電気及び電子機器廃棄物についても条約の規制対象とすることなどが決定され、2025年1月1日より改正附属書が発効しています。本改正についても、我が国では2024年10月に電気及び電子機器廃棄物の輸出入に係るバーゼル法該非判断基準を公表し、規制対象となる電気及び電子機器廃棄物の範囲を明確化することで、改正附属書の着実な実施を行っています。加えてCOP15では我が国がリード国を務めた有害廃棄物の陸上焼却に関するガイドライン、水銀に関する水俣条約において考慮することとされている水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドラインが採択に至りました。

2023年5月に開催されたバーゼル条約第16回締約国会議（COP16）においては、我が国が英国、中国と共にリード国を務めたプラスチック廃棄物の適正処理に関するガイドラインや、POPs廃棄物の環境上適正な管理に関する総合技術ガイドライン等が採択に至りました。

また、バーゼル条約の円滑な運用のための国際的な連携強化を図るため、我が国主催の「有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワーク」ワークショップを2025年12月にインドネシアにおいて開催し、アジア太平洋地域の12の国と地域及び関係国際機関が参加しました。

国、国際機関、NGO、民間企業等が連携して自主的に水銀対策を進める「世界水銀パートナーシップ」において廃棄物管理分野の運営を担当し、技術情報やプロジェクト成果の共有を進めました。また、同分野内のパートナーを集い、水銀廃棄物の処理技術や各国の課題等に関する情報交換等を行い、水銀廃棄物対策技術の普及促進に取り組みました。

我が国は、2019年3月に2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約（以下「シップ・リサイクル条約」という。）への加入書を国際海事機関に寄託し、締約国となりました。我が国は、このシップ・リサイクル条約の策定をリードしてきた国として、同条約の早期発効に向けて、各国に対する働きかけを行ってきました。2023年6月にバングラデシュ及びリベリアが条約を締結したことにより、実施要件を充足し、2025年6月にシップ・リサイクル条約が発効されました。国土交通省は円滑な条約の実施に向けた国際協力を推進するため、JICAを通じてバングラデシュへの技術協力（専門家派遣）等を実施しています。日本国内においては、シップ・リサイクル条約を適切に実行するため、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成30年法律第61号）が施行されました。

そのほか、港湾における循環資源の取扱いにおいては、リサイクルポートが活用されました。

近年、世界各国において自然災害が頻発化・激甚化しています。災害大国である我が国が蓄積してきた災害対応のノウハウや経験の供与は、アジア太平洋地域のような災害が頻発する地域においても有効です。そこで、環境省では、我が国の過去の災害による経験、知見を活かした国際支援の一環として、

2018年に策定したアジア太平洋地域向けの災害廃棄物管理ガイドラインの周知活動を実施しています。また、2026年3月に、タイで開催された3RINCs（The 3R International Scientific Conference on Material Cycles and Waste Management）と連携し、アジア・太平洋地域における災害廃棄物の発生量推計の精緻化と現地における同推計方法活用の促進についてのワークショップを開催しました。

3 我が国の循環産業の国際展開の推進と途上国の循環インフラ整備の促進

我が国の廃棄物分野の経験や技術を活かした、廃棄物発電ガイドラインの策定等アジア各国の廃棄物関連制度整備と、我が国循環産業の海外展開を戦略的にパッケージとして推進しています。我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業等では、海外展開を行う事業者の支援を2025年度に8件実施しました。2011年度から2023年度までの支援の結果、2025年3月時点で、事業化を開始し、既に収入を得ている件数が6件、事業化のめどが立っており、最終的な準備を進めている件数が2件、事業化に向けて、具体的な検討をしている件数が9件、事業化に向けて、引き続き調査をしている件数が17件となっています。

また、我が国企業によるアジア等でのリサイクルビジネス展開支援については、2018年度から継続して実施している国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）による技術実証と併せて、相手国政府との政策対話を実施し、我が国企業の海外展開促進と相手国における適切な資源循環システム構築のためのリサイクルシステム・制度構築を支援しています。

各国別でも様々な取組を行っています。インドネシア、ガーナ、エチオピア、ウガンダ、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、バングラデシュ等に対し、政策対話や合同ワークショップの開催、研修等を通じて、制度設計支援や、人材育成を行いました。

アジア地域等の途上国における公衆衛生の向上、水環境の保全に向けては、浄化槽等の我が国発の優れた分散型生活排水処理システムの国際展開を実施しています。2025年11月には、第13回アジアにおける分散型汚水処理に関するワークショップを開催しました。高性能な分散型汚水処理施設の維持管理と人材育成をテーマとして知見の共有や、各国に共通する課題及び固有の課題の整理を行い、その解決に向けた方策を議論することで、今後のアジアにおける高性能な分散型排水処理施設の強力かつ健全な普及を促進しました。

また、2025年9月にはフィリピン、12月にはラオスにおいて、分散型生活排水管理の推進に向けたセミナーを開催し、我が国における浄化槽の法体制等について知見を提供し、分散型汚水管理に関する今後の課題や取組について議論を重ねることで、我が国の浄化槽の海外展開の促進を図りました。

2025年8月には、インド共和国ジャル・シャクティ省との間で2022年に締結した「分散型生活排水管理分野における協力覚書」の更新を行いました。今後も分散型生活排水管理分野における技術や経験等を活用し、インド共和国の水環境保全と公衆衛生の向上に貢献します。



我が国における消費と生産は、バリューチェーンを通じASEANを含むアジア諸国と不可分に結びついています。そのため、環境負荷削減に向けた対策も地域全体の政策対応が進むことが重要です。

アジア地域では、国や自治体の政策決定者や大学、シンクタンク等の研究者が、都市間の政策フォーラムやネットワークを作っています。こうした場での相互学習と協力を通じて政策の理念や課題・目標・対策に関する共通認識を持つことが、各国や自治体の政策推進を支えています。このため、アジア地域の持続可能な資源利用に、こうしたネットワークの重要性が高まっています。例えば、日本政府が2009年に創設したアジア太平洋3R・循環経済推進フォーラムは、3R及び循環経済の政府間の対話・情報共有の場として機能してきました。また、同フォーラムに基づくC-3 (Cities Coalition for Circularity) や、イクレイ日本が創設し、横浜市が第一号都市として宣言に署名した「アジア循環型都市宣言制度」など、自治体・都市レベルの連携の枠組みも構築されつつあります。また、持続可能性に関する政策理念・手法が主流化する一方で、重要資源をアジア地域各国と共有しつつ、持続的に利用することが大切になります。そのため今後は産官学連携による重要資源の有効利用を見据えた循環型のビジネスモデルやサービスモデルの社会実装が重要となります。

「アジア循環型都市宣言制度」設立の様子



資料：イクレイ (ICLEI)

第7節 原子力災害からの環境再生の推進

1 放射性物質に汚染された土壌等の除染等の措置等

2011年3月11日、マグニチュード9.0という日本周辺での観測史上最大の地震が発生しました。

この地震により引き起こされた津波によって、東北地方の太平洋沿岸を中心に広範かつ甚大な被害が生じるとともに、東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）の事故によって大量の放射性物質が環境中に放出されました。また、福島第一原発周辺に暮らす多くの方々が避難生活を余儀なくされました。

環境省ではこれまで、除染や中間貯蔵施設の整備、特定廃棄物の処理など、被災地の復興・再生に向けた事業を続けてきました（写真3-7-1）。

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太

写真3-7-1

石原宏高環境大臣、辻清人環境副大臣、友納理緒環境大臣政務官の伊澤史朗双葉町長との面会の様子



資料：環境省

平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）では、除染の対象として、国が除染の計画を策定し、除染事業を進める地域として指定された除染特別地域と、1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の地域を含む市町村を対象に関係市町村等の意見も踏まえて指定された汚染状況重点調査地域を定めています。

(1) 除染特別地域と汚染状況重点調査地域

国が除染を実施する除染特別地域では、2012年4月までに環境省が福島県田村市、楡葉町、川内村、南相馬市において除染実施計画を策定し、同年7月から田村市、楡葉町、川内村で本格的な除染（以下「面的除染」という。）を開始しました。他の除染特別地域の市町村においても除染実施計画策定後、順次、面的除染を開始し、2017年3月末までに11市町村で避難指示解除準備区域及び居住制限区域の面的除染が完了しました。また、2022年3月31日には田村市において除染特別地域の指定を解除しました。

市町村が除染を実施する汚染状況重点調査地域では、2018年3月末までに8県100市町村の全てで面的除染が完了しました。

また、汚染状況重点調査地域では、2026年2月末までに、地域の放射線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト未満となったことが確認された40市町村において、汚染状況重点調査地域の指定が解除されました。

面的除染完了後には、除染の効果が維持されているかを確認するため、詳細な事後モニタリングを実施し、除染の効果が維持されていない箇所が確認された場合には、個々の現場の状況に応じて原因を可能な限り把握し、合理性や実施可能性を判断した上で、フォローアップ除染を実施しています。

(2) 森林の放射性物質対策

森林については、2016年3月に復興庁・農林水産省・環境省の3省庁が取りまとめた「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、住居等の近隣の森林、森林内の人々の憩いの場や日常的に人が立ち入る場所等の除染等の取組と共に、林業再生に向けた取組や住民の方々の安全・安心の確保のための取組等を関係省庁が連携して進めてきました。

具体的には、里山再生のための取組を総合的に推進するため、除染等を含めた里山再生モデル事業を14地区で実施し、その結果を踏まえて2020年度以降は「里山再生事業」として、2026年3月までに13地区を選定し、事業を実施しています。

(3) 仮置場等における除去土壌等の管理・原状回復

除染により生じた土壌等（除去土壌等）のうち福島県内のもは、一時的な保管場所（仮置場等）で管理し、順次、中間貯蔵施設及び仮設焼却施設等への搬出を行っており、2026年2月時点で、仮置き場等の総数1,372か所に対し、約99%に当たる1,362か所で搬出が完了しています。除去土壌等の搬出が完了した仮置場等については原状回復を進めており、2026年2月時点で、総数の約95%に当たる1,303か所で完了しています。

福島県外の除去土壌については、埋立処分に伴う作業員や周辺環境への影響等を確認することを目的として、宮城県丸森町、茨城県東海村及び栃木県那須町の3か所で埋立処分の実証事業を実施しました。敷地境界の空間線量率等を測定したところ、除去土壌の埋立前後で大きな変化がなく、周辺環境が安全であることを確認したとともに、浸透水中の放射能濃度についても、全ての検体で検出下限値未満であり、地下水の汚染を生じさせるおそれがないことを確認しました。また、除去土壌の処分方法を定めるため、有識者による「除去土壌の処分に関する検討チーム会合」を開催し、専門的見地から議論を進めてきました。こうした実証事業の結果や有識者からの助言等を踏まえ、2025年3月に放射性物質汚染対処特措法施行規則の一部を改正して除去土壌の埋立処分基準を策定するとともに、福島県外において

発生した除去土壌の埋立処分に係るガイドラインを公表しました。また、本基準における安全対策等のこれまでの取組は、国際原子力機関（IAEA）から十分に安全であるという見解が示されています。

(4) 中間貯蔵施設の整備等

ア 中間貯蔵施設の概要

福島県内の除染に伴い発生した放射性物質を含む土壌等及び福島県内に保管されている10万ベクレル/kgを超える特定廃棄物等を最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する施設として中間貯蔵施設を整備しました。

中間貯蔵施設事業は、「令和7年度の中間貯蔵施設事業の方針」（2025年3月公表）に基づき、取組を実施してきました。本方針は、安全を第一に、地域の理解を得ながら事業を実施することを総論として、

- [1] 特定帰還居住区域等で発生した除去土壌等の搬入を進める
- [2] 受入・分別施設は新たな施設の設計・工事に着手し、土壌貯蔵施設は安全性を確保しつつ、適切な維持管理を徹底すること
- [3] 復興再生利用・最終処分の基準や今後の進め方等に基づき、着実に取り組んでいくことなどを定めており、あわせて、施設整備概要を公表しています。

イ 中間貯蔵施設の現状

中間貯蔵施設整備に必要な用地は約1,600haを予定しており、2026年3月末までの契約済み面積は約1,321ha（全体の約82.6%）。私有地については、全体約1,270haに対し、約96.1%に当たる約1,220ha）、1,990人（全体2,360人に対し約84.3%）の方と契約に至っています。用地取得については、地権者との信頼関係はもとより、中間貯蔵施設事業への理解が何よりも重要であると考えており、地権者への丁寧な説明を尽くしながら取り組んでいます。

2016年11月から受入・分別施設（写真3-7-2）や土壌貯蔵施設（写真3-7-3）等の整備を進めています。受入・分別施設では、福島県内各地にある仮置場等から中間貯蔵施設に搬入される除去土壌を受け入れ、容器の破袋、可燃物・不燃物等の分別作業を行います。土壌貯蔵施設では、受入・分別施設で分別された土壌を放射能濃度やその他の特性に応じて安全に貯蔵します。

中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送については、各地元関係者の理解と協力の下、2022年3月末をもって福島県内に仮置きされている除去土壌等（帰還困難区域を除く）をおおむね搬入完了するという目標を達成し、引き続き、特定帰還居住区域等で発生した除去土壌等の搬入を進めています。

2026年3月末までの累計搬入量は約1,400万 m^3 であり、より安全で円滑な輸送のため、運転者研修等の交通安全対策や必要な道路補修等に加えて、輸送出発時間の調整など特定の時期・時間帯への車両の集中防止・平準化を実施しました。

除染や中間貯蔵施設の整備、特定廃棄物の処理、帰還困難区域における特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の整備等の復興・再生に向けた事業を進めると同時に、既存の環境再生プラザやリプルンふくしまに加え、2025年3月には中間貯蔵事業情報センター及びながどろひろばを開設しました。これらを主な拠点として放射線や地域の環境再生への取組等について分かりやすく情報を提供しています。さらに、高い専門性や豊富な経験を持つ専門家の、市町村や町内会、学校等への派遣、Web等を活用した除染・放射線学習をサポートする教材の配布を実施しています。

写真3-7-2 受入・分別施設



資料：環境省

写真3-7-3 土壌貯蔵施設



資料：環境省

2 福島県外最終処分に向けた取組

(1) 県外最終処分に向けたこれまでの取組

福島県内で発生した除去土壌等については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成15年法律第44号）において、中間貯蔵に関する国の責務として、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることとされています。環境省では、2025年3月に、「県外最終処分に向けたこれまでの取組の成果と2025年度以降の進め方（中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略の取りまとめ）」を公表しました。

(2) 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議

県外最終処分の実現に向けては、最終処分量を減らすことが鍵であり、復興再生利用（福島第一原発の事故による災害からの復興に資することを目的として、再生資材化した除去土壌を適切な管理の下で利用すること）等による最終処分量の低減方策、風評影響対策等の施策について、政府一体となって推進するため、福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議を2024年12月に設置しました。

同会議において、2025年5月に「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の推進に関する基本方針」が決定され、2025年8月には当面5年程度で主として取り組むことを取りまとめた「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ」が決定されました。

(3) 復興再生利用の推進に係る取組

復興再生利用の推進については、2025年3月に、実証事業で得られた知見や国内外の有識者の助言等を踏まえ、復興再生利用の基準及びガイドラインを策定しました。国民の幅広い理解醸成を図るという観点から、政府が率先して取り組むため、2025年7月に、総理大臣官邸で復興再生利用を施工し、これに続いて、2025年9月から10月にかけて、霞が関の中央官庁の花壇等9か所で施工しました。これらの場所では定期的に空間線量率のモニタリングを実施しており、人体への影響は無視できるレベルであることを確認しています。

(4) 県外最終処分に向けた検討に係る取組

県外最終処分に向けた検討に当たり、専門的知見を活用するため、2025年9月に環境再生に関する技術等検討会を設置しました。当該検討会では、復興再生利用及び最終処分に係る事項を始めとして、環境再生に係る技術的な事項等について検討を行うこととしています。

(5) 全国的な理解醸成活動

福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向け、復興再生利用の必要性・安全性等に関する全国での理解醸成活動の取組として、福島県内外の音楽イベント、大阪・関西万博等一般の方向けのイベント会場へのパネル出展や、環境省の取組についてのパネルディスカッション、テレビ局と連携した番組の放送等により、広く発信を行いました。また、飯舘村長泥地区及び中間貯蔵施設の現地見学会を開催したほか、大学生等への環境再生事業に関する講義、現地見学会等を実施するなど、若い世代に対する理解醸成活動も実施しました。

また、県外最終処分・復興再生利用について分かりやすく説明したリーフレット・ポスターの配布・公開に加え、霞が関の中央官庁等での復興再生利用の現場を活用した理解醸成を実施しました。さらに、復興再生利用に用いる除去土壌は資源であり、復興再生利用の必要性・安全性について理解を深めていただくため、2025年9月に復興再生利用に用いる除去土壌の呼称を「復興再生土」と決定しました。

3 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

(1) 対策地域内廃棄物と指定廃棄物の概要

放射性物質汚染対処特措法では、対策地域内廃棄物及び指定廃棄物を特定廃棄物として国の責任の下、適切な方法で処理することとなっています。

対策地域内廃棄物は、汚染廃棄物対策地域（国が廃棄物の収集・運搬・保管及び処分を実施する必要があるとして環境大臣が指定した地域）内で発生した廃棄物を指し（避難指示解除後の事業活動等に伴う廃棄物を除く）、主に津波がれき、家屋等の解体によるもの、片付けごみが該当します。現在、福島県の10市町村にまたがる地域（楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の全域、並びに南相馬市、川俣町及び川内村で当時警戒区域又は計画的避難区域であったことのある地域。除染特別地域と同じ。）が汚染廃棄物対策地域として指定されています（田村市については、2022年3月31日に地域指定を解除）。

指定廃棄物は、放射能濃度が8,000ベクレル/kgを超え、環境大臣が指定した廃棄物です。2025年12月末時点で、9都県において、焼却灰や下水汚泥、農林業系廃棄物（稲わら、堆肥等）等の廃棄物計約50.2万トンが環境大臣による指定を受けています。指定廃棄物の処理は、放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針（2011年11月閣議決定）において、当該指定廃棄物が排出された都道府県内において行うこととされています。

なお、8,000ベクレル/kg以下に減衰した指定廃棄物については、放射性物質汚染対処特措法施行規則第14条の2の規定に基づき、当該廃棄物の指定の取消しが可能です。指定取消し後の廃棄物の処理については、国は技術的支援のほか、指定取消し後の廃棄物の処理に必要な経費を補助する財政的支援を行うこととしています。

(2) 福島県内の特定廃棄物の処理

福島県内の特定廃棄物のうち可燃物については、可能な限り減容化することとしており、これまで9市町村に12の仮設焼却施設を設置しました。このうち9施設は運営終了し、2025年10月末時点では、残りの3施設において減容化処理を実施しています。

また、放射能濃度が10万ベクレル/kg以下の特定廃棄物は、既存の管理型処分場（特定廃棄物埋立処分施設又はクリーンセンターふたば（写真3-7-4））を活用して埋立処分を行っています。それぞれ、特定廃棄物埋立処分施設（旧 Fukushima エコテッククリーンセンター）では2023年10月末に埋立処分が完了し、クリーンセンターふたばでは2023年6月に特定廃棄物の搬入を開始、2026年3月末時点で3万6,089袋の埋立処分を実施しています。他方で、放射能濃度が10万ベクレル/kgを超える特定廃棄物については、中間貯蔵施設において保管されています。

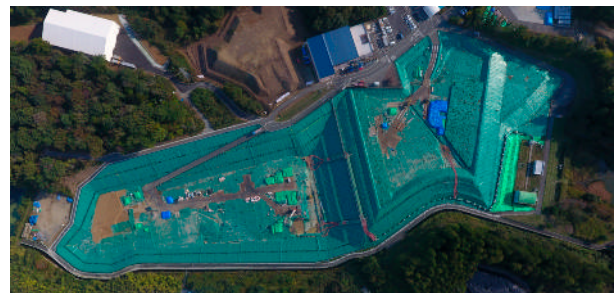
これらの取組により、2023年2月末時点で、帰還困難区域を除く対策地域内廃棄物の仮置場への搬入、中間処理、最終処分はおおむね完了しました。

特定廃棄物の処理に当たっては、2018年8月に開館した特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」において、情報発信を行うなど、引き続き、安心・安全の確保に万全を期して事業を進めていきます。

(3) 福島県外の指定廃棄物等の処理

環境省では、宮城県、栃木県、千葉県、茨城県及び群馬県において、指定廃棄物の長期管理施設を設

写真3-7-4 既存の管理型処分場（クリーンセンターふたば）の様子



資料：環境省

置することとし、有識者会議において、長期管理施設の安全性を適切に確保するための対策や候補地の選定手順等について、科学的・技術的な観点からの検討の上、2013年10月に長期管理施設の候補地を各県で選定するためのベースとなる案を取りまとめました。その後、それぞれの県における市町村長会議の開催を通じて長期管理施設の安全性や候補地の選定手法等に関する共通理解の醸成に努めた結果、宮城県、栃木県及び千葉県においては、各県の実情を反映した選定手法が確定しました。

これらの選定手法に基づき、環境省は、宮城県においては2014年1月に3か所、栃木県においては同年7月に1か所、千葉県においては2015年4月に1か所、詳細調査の候補地を公表しました。詳細調査候補地の公表後には、それぞれの県において、地元の理解を得られるよう取り組んでいるところですが、いずれの県においても詳細調査の実施には至っていません。

その一方で、各県の課題に応じた段階的な対応も進めています。

宮城県においては、県の主導の下、各市町村が8,000ベクレル/kg以下の汚染廃棄物の処理に取り組むこととしたことを受け、環境省はこれを財政的・技術的に支援しています。2025年3月末時点で、黒川圏域では汚染廃棄物の処理が終了し、石巻圏域及び仙南圏域では本焼却が終了しているほか、大崎圏域において焼却を実施中です。

栃木県においては、指定廃棄物を保管する農家の負担軽減を図るため、2018年11月、指定廃棄物を一時保管している農家が所在する市町の首長が集まる会議を開催し、国から栃木県及び保管市町に対し、市町単位での暫定的な減容化・集約化の方針を提案し合意が得られました。2020年6月には、暫定保管場所の選定の考え方を取りまとめ、可能な限り速やかに暫定保管場所の選定が行われるよう、県や各市町と連携して取り組むことを確認しました。また、2021年6月には環境省から那須塩原市に対して、農業系指定廃棄物の暫定集約に加え、8,000ベクレル/kg以下となったものについて指定取消しを経て処分することなどの協力を要請しました。この方針等に沿って、環境省では2021年10月から2023年3月にかけて、那須塩原市内53の保管農家の敷地から暫定集約場所へ指定廃棄物を搬出するとともに、8,000ベクレル/kg以下となったものについては指定取消しを行い、他の一般廃棄物と混焼し処分するなどの取組を実施しました。また、日光市、大田原市及び矢板市では、方針に基づき農業系指定廃棄物を暫定保管場所へ集約する作業が完了し、那須町においてもおおむね完了するなど、関係市町において取組が進められています。

千葉県においては、2016年7月に全国で初めて8,000ベクレル/kg以下に減衰した指定廃棄物の指定取消を行いました。引き続き、課題解決に向け関係自治体と調整しながら指定廃棄物の処理を進めていきます。

茨城県においては2016年2月、群馬県においては同年12月に、「現地保管継続・段階的処理」の方針を決定しました。この方針を踏まえ、必要に応じた保管場所の補修や強化等を実施しつつ、8,000ベクレル/kg以下となったものについては、段階的に既存の処分場等で処理することを目指しています。

4 帰還困難区域の復興・再生に向けた取組

帰還困難区域については、2017年5月に改正された福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号。以下「福島特措法」という。）に基づき、各町村の特定復興再生拠点区域復興再生計画に沿って、特定復興再生拠点区域における除染や家屋等の解体を進めてきました。

また、2021年8月31日に、原子力災害対策本部・復興推進会議において「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」を決定し、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還に関する意向を個別に丁寧に把握した上で、帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除の取組を進めていくこととされました。この方針を実現するため、2023年6月に福島特措法を改正し、避難指示解除による住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す「特定帰還居住区域」を設定できる制度が創設されました。

また、帰還される住民の方々の安心・安全を確保するため、2013年度から帰還困難区域等において、

イノシシ等の生息状況調査及び捕獲を実施しています。2025年度は、5町村（福島県富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村）でイノシシ（626頭）、アライグマ（203頭）、ハクビシン（33頭）の総数862頭が捕獲されました（3月末時点）。

(1) 特定復興再生拠点区域での取組

特定復興再生拠点区域における除染はおおむね完了しており（2026年2月末時点）、また、家屋等の解体の進捗率（申請受付件数比）は約96%です（2026年2月末時点）。こうした取組を踏まえ、2023年11月までには、全ての特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されました。

(2) 特定帰還居住区域での取組

特定帰還居住区域については、特定帰還居住区域の設定範囲、公共施設の整備等の事項を含む「特定帰還居住区域復興再生計画」を市町村が作成し、内閣総理大臣の認定を受け、認定された計画に基づき、国による除染等の実施や道路・上下水道等のインフラ復旧等の避難指示解除に向けた取組を進めることとしています。

2022年度以降、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、葛尾村及び南相馬市で帰還意向調査を実施しており、そのうち、大熊町及び双葉町では、2023年度から先行的な除染や家屋等の解体を実施するため、両町の一部区域について、それぞれ特定帰還居住区域復興再生計画が作成され、2023年9月に内閣総理大臣が認定を行いました。これを受け、同年12月に除染や家屋等の解体が開始されました。

浪江町及び富岡町でも特定帰還居住区域復興再生計画が作成され、それぞれ2024年1月と同年2月に内閣総理大臣が認定を行いました。これを受け、浪江町では2024年6月、富岡町では同年9月に除染や家屋等の解体が開始されました。

さらに、南相馬市及び葛尾村でも特定帰還居住区域復興再生計画が作成され、それぞれ2025年3月と同年7月に内閣総理大臣が認定を行いました。また、大熊町、双葉町、富岡町、浪江町及び葛尾村で計画を変更し、区域が広がりました。

引き続き、除染やインフラ整備等の避難指示解除に向けた取組を進めていきます。

5 復興の新たなステージに向けた未来志向の取組

環境省では、環境再生の取組のみならず、自然再興、炭素中立、循環経済といった環境の視点から地域の強みを創造・再発見する「福島再生・未来志向プロジェクト」を推進しており、2020年8月に福島県と締結し、さらに2026年3月に改定した「福島の復興に向けた未来志向の環境施策推進に関する連携協力協定」も踏まえ、福島県や関係自治体と連携しつつ施策を進めていくこととしています。

福島での自立・分散型エネルギーシステム導入に関する重点的な財政的支援を「脱炭素×復興まちづくり」推進事業として2021年度から継続して実施しており、2025年度は、設備導入補助を5件採択しました。

また、2023年3月に設立した「脱炭素×復興まちづくりプラットフォーム」では、230を超える民間企業等が参画し、各テーマに応じた個別ワーキンググループを設置し、復興まちづくりと脱炭素社会の同時実現に向けた検討を進めています。

さらに、2019年4月に福島県と共同策定した「ふくしまグリーン復興構想」を踏まえ、優れた自然環境を有する国立・国定公園の魅力向上や、自然資源、歴史や文化、景観、食、温泉等の地域資源を取り入れた国立・国定公園間を広域的に周遊する仕組みづくりなどの取組を進めてきました。また、これらにより、自然環境の保全と調和を図る適正な利用を推進し、交流人口の拡大を図ってきました。

2025年度は、同構想の見直しを進め、これまでの取組成果や課題を踏まえ第2期計画を策定し、自然公園やロングトレイルの滞在体験向上、保護地域やOECMの拡大等を通じ、自然環境の保全と自然保護意識の醸成等に継続して取り組むこととしました。